「自己申告制度」利用の手引き

～日豪・TPP11～

財務省関税局・税関

2019 年 3 月

目次

Ⅰ.EPA 原産地規則

１.概要……4
２.原産地基準について……5
３.原産地手続について……7
４.積送基準について……8
５.事後確認について……8

Ⅱ.自己申告制度の利用

１．自己申告制度の概要
（１）概要……10
（２）日本での輸入申告の方法……10
（３）原産品申告書の作成方法……11
（４）原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の作成方法……11
（５）書類の保存……15
２.日豪 EPA
（１）日本での輸入面……18
①原産品申告書の作成方法……18
②日本税関による原産性の確認への対応……18
③実際の輸入に即した書類作成例 ……20
（２）日本からの輸出面……41
①原産品申告書等の作成方法……41
②豪州税関による原産性の確認への対応……44
③実際の輸出に即した書類作成例……45
３.TPP11（CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定））
（１）日本での輸入面……50
①原産品申告書の作成方法……50
②日本税関による原産性の確認への対応……52
③実際の輸入に即した書類作成例……53
（２）日本からの輸出面 ……74
①原産品申告書等の作成方法……74
②相手国税関による原産性の確認への対応……75
③実際の輸出に即した書類作成例……76

Ⅲ.FAQ

１.総論……81
２.日本での輸入面……82
３.日本からの輸出面……88

【本利用の手引きについて】

本利用の手引きは、自己申告制度の活用のため、御利用者の方の基礎的な理解を深めていただくことを目的に作成したものです。理解を容易にするために、法令の用語と異なる用語を使用した部分、説明を簡略化した部分等がありますので、御留意ください。御不明な点については、最終頁に記載の問い合わせ先まで、御照会いただくようお願いします。

また、本利用の手引きについては、随時更新されることがありますので、税関ホームページ上の最新版を確認していただくようお願いいいたします。

（今回の更新（2019 年 3 月）は、本年 1 月の掲載版から内容面の変更はありませんが、日 EU・EPA についてのみ別途の利用の手引きとして分けております。）

Ⅰ.EPA 原産地規則

Ⅰ.EPA 原産地規則

1.概要

EPA 締約相手国から輸入される産品について、通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用するためには、当該産品が EPA 上の「原産品」であることが必要となります。これは、EPA と関係のない第三国の産品が、相手国を単に経由して輸入される場合に EPA 税率が適用されることを防ぐ等の目的があり、相手国から輸入される全ての産品ではなく EPA 上の「原産品」と認められる産品に限り EPA 税率の適用が認められているためです。

例えば、「豪州から輸入される瓶詰ワイン」と一口に言っても以下のような 3 つのケースが考えられますが、日豪 EPA においては、①のように、原材料のぶどうから豪州で生産しているケースのみが、日豪 EPA 上の豪州の原産品として認められます。どのような材料を用い、どのような製造工程を経た産品であれば、EPA 上の原産品であると認めるかの基準を「原産地基準」といいます。

ケース①

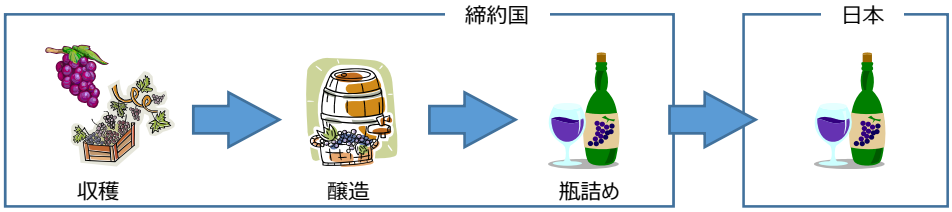

ケース②

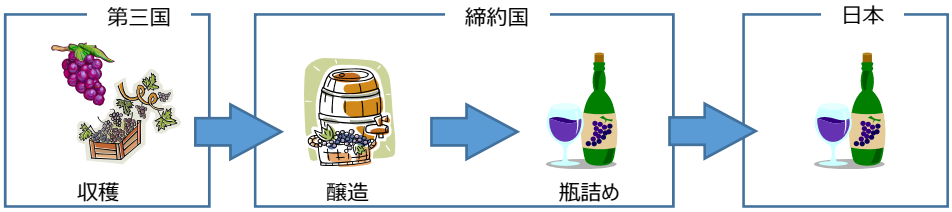

ケース③

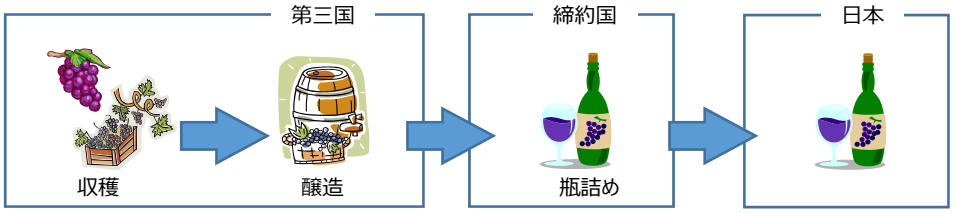

また、輸入国税関において、その産品が EPA 上の原産品であることを確認する必要があります。原産品であることを輸入国税関において確認できるよう証明又は申告する制度や輸入国税関が事後的に確認する手続等を「原産地手続」といいます。そのほか、運送途上において原産品としての資格を失っていないか否かを定める積送基準もあります。

2.原産地基準について

個別の原産地基準は、相手国との交渉により決まることから協定毎に異なる部分もありますが、EPA における原産地基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

（1）完全生産品

野菜、果実、家畜、鉱物のように、相手国で生産がすべて完結するような産品の場合には原産品となります。これを「完全生産品」といいます。

完全生産品の例

- 生きている動物であって、締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（例：締約国で生まれ、育った牛）
- 締約国で生きている動物から得られる産品（例：締約国で得られた牛乳）
- 締約国で収穫等された植物（例：締約国で収穫された小麦）
- 締約国で採掘された鉱物資源（例：締約国で採掘された鉄鉱石）
- 完全生産品のみから生産された産品（例：締約国で生まれ、育った牛の牛肉）

（2）原産材料のみから生産された産品

原産品である材料（「原産材料」）のみから生産された産品についても、原産品とされます。例えば、第三国のオリーブ（第 7 類）から、締約国でオリーブオイル（第 15 類）を生産、さらにそのオリーブオイルでオリーブ石鹸（第 34 類）を生産する場合、材料を遡っていくと第三国のオリーブが使用されていますが、オリーブからオリーブオイルへの生産によって、後述する実質的変更基準を満たしている場合には、オリーブオイルは相手方締約国の原産材料と認められます。したがって、オリーブ石鹸は原産材料のみから生産された産品となり、協定上の原産品となります。

※本事例においては、第 15 類の産品が満たすべき品目別規則が「類変更」であると仮定します。

（3）実質的変更基準を満たす産品

原産品ではない材料（「非原産材料」）を直接使用して産品を生産する場合、産品が元の材料から大きく変化している場合には協定上の原産品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」といい、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」といいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、協定の附属書等に記載されています。

実質的変更基準は、品目毎に以下のいずれかの考え方を、あるいは、それらを組み合わせて、定められています。

① 関税分類変更基準

非原産材料の関税分類番号と、その材料から相手国で生産された産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「関税分類変更基準」といいます。

② 付加価値基準

相手国での生産により金銭的な価値が付加され、この付加された価値が基準値以上（例えば、付加価値 40%以上など）の場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「付加価値基準」といいます。

③ 加工工程基準

非原産材料を使用した最終産品について、相手国で、ある特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製など）が施されれば実質的変更が行われたとする考え方を「加工工程基準」といいます。

（4）原産品と認められる範囲を広げる規定

原産品とは、基本的には上記（1）から（3）のいずれかに該当する産品ですが、EPA には原産品と認められる範囲を広げるための以下のような規定があります。

① 累積

産品の生産にあたり使用した相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなすことができる規定を「累積」といいます。累積により、原産性の判断に算入できる材料が増えることとなり、原産品と認められる範囲が広がります。

② 僅少の非原産材料 / 許容限度

非原産材料が関税分類変更基準や加工工程基準を満たさない場合であっても、その使用量が僅かである場合には、生産された産品を原産品として認められる規定のことを「僅少の非原産材料」又は「許容限度」といいます。この規定の対象品目やどの程度まで認められるかは、EPA 毎、品目毎に異なっています。

3.原産地手続について

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法として、我が国では、第三者証明制度、自己申告制度、認定輸出者自己証明制度があり、どの証明方法が利用できるかは、協定毎に異なります。各制度の概要は以下のとおりです。

（1）第三者証明制度

輸出者や生産者が輸出国発給当局（あるいはその指定機関）に申請し、原産地証明書を取得、それを輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。我が国では、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA を除く各 EPA で採用されています。

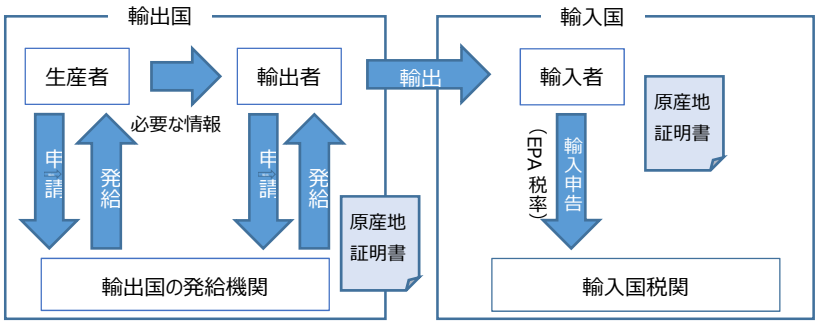

（2）自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した書面（以下、「原産品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより、原産品であることを申告する制度です。日豪 EPA、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA において採用されています。

なお、自己申告制度の下における日本での輸入申告時には原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類の提出も原則として必要となります。また相手国においても、必要に応じ原産品申告書以外の書類の提出を求められることがあります。

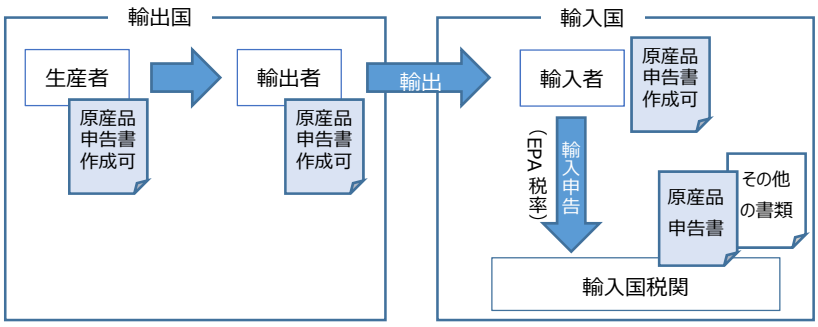

（３）認定輸出者自己証明制度

輸出国の権限のある当局から認定を受けた輸出者自らが、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した申告文（認定番号を含む）を商業上の文書に作成し、輸入者が輸入国税関にその商業上の文書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。メキシコ、スイス、ペルーとの各 EPA において採用されています。

4.積送基準について

輸入する産品が、相手国において原産地基準を満たして原産品と認められた場合でも、その運送途上において原産品としての資格を失った場合には、EPA 税率の適用は受けられません。この運送途上で原産性を保持しているか否かを判断する基準を「積送基準」といいます。

この点、原産品と認められた貨物は相手国から直接運送されることが基本となりますが、積替え又は一時蔵置のために第三国を経由する場合においても、第三国で新たな加工等の作業がなされていない場合には、積送基準を満たすことがあります。また、第三国経由の貨物の場合には、原則として、通し船荷証券の写しや第三国の税関当局が発給した証明書等の提出が必要となります。

5.事後確認について

EPA 税率を適用し輸入許可された産品について、輸入国税関が、その原産性等について確認を行うことを事後確認といいます。確認手続等の詳細は、協定毎に異なりますが、①輸入者への情報提供要請、②輸出締約国発給当局又は税関当局への情報提供要請、③輸出者又は生産者への情報提供要請、④輸出者又は生産者への確認のための訪問、という 4 つの類型があります。

なお、輸入国税関からの事後確認に対応しなかった場合や、事後確認の結果、原産性を有していないことが判明した場合等には、当該産品への EPA 税率の適用が否認されることがあります。

Ⅱ.自己申告制度の利用

1.自己申告制度の概要

Ⅱ.自己申告制度の利用

１.自己申告制度の概要

（１）概要

自己申告制度においては、従来の第三者証明制度における輸出国の発給機関が発給する原産地証明書の輸入国税関に対する提出に代え、貨物の輸入者、輸出者又は生産者の有する情報に基づいて自ら作成した、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した書面（原産品申告書）及び当該貨物が原産品であることを明らかにする書類の提出により、EPA 税率の適用を求めることができます。

【事前教示制度の利用について】
とりわけ自己申告制度の下においては、予見可能性を向上させ、迅速な通関を確保する観点から、事前教示制度の利用が有効です。事前教示制度とは、輸入者等からの照会に基づき、輸入を予定している貨物の原産性について、税関が事前に審査し、その回答を文書により受けることができる制度です。本制度を利用し、原産品である旨の回答を得た場合には、輸入申告時に当該回答書の番号を輸入（納税）申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類の提出を原則省略することができます。また、当該回答書の内容は、発出後 3 年間、法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除き、輸入申告時の審査の際に尊重されます。

（２）日本での輸入申告の方法

①提出書類

EPA 税率の適用を求める場合には、通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び当該明細書に記載された説明内容を確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）。以下「明細書等」という。）の提出が必要となります。

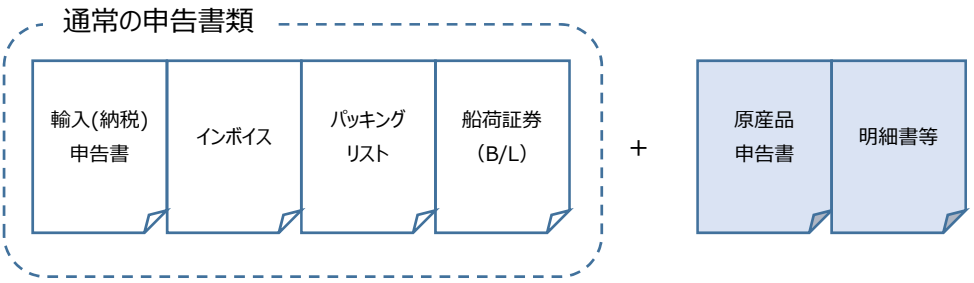

なお、以下のような場合には、明細書等の提出を省略することができます。

イ.文書による事前教示を取得しているときであって、輸入（納税）申告書に取得した事前教示登録番号を記載している場合

ロ.締約国内で完全に得られる又は生産される一次産品であって、インボイス等の通関関係書類によって完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合

※例えば、インボイス、パッキングリストその他の書類に記載された製造者名、国名、商標等の表示、原産地の表示（Made in XXXX や Product of XXXX 等）等を総合的に勘案し確認できる場合。なお、明細書等の添付を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載してください。

ハ.課税価格の総額が 20 万円以下の場合（原産品申告書の提出も省略可）

②留意事項

原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要となります。例えば、上記①ロの場合で、かつ、作成者が輸入者の場合、当該輸入者は締約国で完全に得られる、又は生産されるものとして協定に定める基準を満たす情報を保有し、税関の求めに応じ、説明する必要があります。

この点は、上記①において原則的な取扱いを行う場合、明細書等を省略できる場合のいずれにおいても該当するものですので、御留意ください。

（３）原産品申告書の作成方法

原産品申告書とは、産品が協定上の原産品である旨を明記した書類であり、従来の第三者証明制度における輸出国の発給機関が発給する原産地証明書に代わるものです。日豪 EPA、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA においては、当該産品が協定上の原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報に基づき、輸入者、輸出者又は生産者が作成します。

各協定における必要となる記載事項等については、それぞれ異なることから、詳細については、協定毎に後述することとします。

（４）原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の作成方法

①原産品申告明細書の作成者等

原産品申告明細書とは、価格表、総部品表、製造工程表等の書類に基づき、原産品申告書に記載された産品が協定上の原産品であることを説明するための様式であり、原則として輸入者又は輸入者により原産品申告明細書の作成について委託を受けた者が作成します。

②原産品申告明細書の記載要領

原産品申告明細書においては、仕入書の番号及び日付、原産品申告書における産品の番号、産品の関税分類番号、適用する原産性の基準、適用する原産性の基準を

満たすことの説明、当該説明に係る証拠書類の保有者等を記載するほか、明細書の作成者の情報を記載するとともに、当該作成者の印又は署名が必要となります。

説明欄には、以下のような事実を記載していただく必要があります。

イ.完全生産品の場合

締約国において完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できる事実。

ロ.原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産材料となっていることが確認できる事実。

ハ.実質的変更基準を満たす産品の場合

（イ）関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税分類番号と産品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実。

（ロ）付加価値基準を適用する場合

各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実。

（ハ）加工工程基準を適用する場合

特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実。

ニ.その他の原産性の基準を適用する場合

各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実。

③原産品申告明細書に添付する書類

原産品申告明細書には、当該明細書に記載された産品が原産品であることを確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）を添付していただくことが必要となります。例えば、上記②イ～ニで記載した事実を確認できる以下のような書類が考えられます。

イ.完全生産品の場合

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

ロ.原産材料のみから生産された産品の場合

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

ハ.実質的変更基準を満たす産品の場合

（イ）関税分類変更基準を適用する場合

総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

（ロ）付加価値基準を適用する場合

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格

表等

（ハ）加工工程基準を適用する場合

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

ニ.その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

④様式及び使用言語

原産品申告明細書の作成にあたっては、原則として、税関様式 C 第 5293 号を使用し、日本語により作成します。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出も認められます。

<原産品申告明細書記載要領>　　税関様式C第5293号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、□TPP11協定、□EU協定）

いずれか１つに必ずチェックを付す。

1.　仕入書の番号及び日付 （原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。）	
2.　原産品申告書における産品の番号 （該当する原産品申告書の産品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄１欄毎に明細書を作成。）	3.　産品の関税分類番号 （産品の関税分類番号を６桁レベルで記載。）
4.　適用する原産性の基準 □WO又はA　□PE又はB □PSR又はC（PSR又はCの場合は以下もチェックすること） □CTC又は1・□VA又は2・□SP又は3・□DMI又はE・□ACU又はD	
5.　上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 （４欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。） ・WO:締約国において完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できる事実 ・PE：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC：すべての非原産材料の関税分類番号と産品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実 ・VA：各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実 ・SP：特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準：輸入しようとする産品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実	
6.　上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、□輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成　　年　　月　　日	

産品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか１つに必ずチェックを付す。なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は１（関税分類変更基準）、VA又は２（付加価値基準）、SP又は３（加工工程基準）のいずれか１つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか１つに必ずチェックを付す。

６欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と８欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

※WOはA：完全生産品、PEはB：原産材料のみから生産される産品、PSRはC：実質的変更基準を満たす産品、CTCは1：関税分類変更基準、VAは2：付加価値基準、SPは3：加工工程基準、DMIはE：僅少の非原産材料又は許容限度、ACUはD：累積

（規格Ａ４）

（５）書類の保存

輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から 5 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書のほか、申告内容に応じて輸入者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図等となります。ただし、輸入申告の際に税関に提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

なお、輸入通関後の事後確認において日本税関から情報提供の要請等がなされることがあります。

保存書類のイメージ（輸入者の場合）

原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を日豪 EPA 及び TPP11（CPTPP）の場合には作成の日から 5 年間、日 EU・EPA の場合には作成の日から４年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）のほか、申告内容に応じて輸出者又は生産者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図その他の原産品申告書の内容を確認するために必要な書類です。

なお、輸入通関後の事後確認において、輸入国税関から情報提供の要請等がなされることがあります。

保存書類のイメージ（原産品申告書等を作成した輸出者又は生産者の場合）

Ⅱ.自己申告制度の利用

2.日豪 EPA

2.日豪 EPA

日豪 EPA においては、第三者証明制度とともに、輸入者、輸出者又は生産者による自己申告制度が採用されています。

（１）日本での輸入面

①原産品申告書の作成方法

イ.原産品申告書の作成者

輸入者、輸出者又は生産者は、輸入しようとする産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

また、輸入者が原産品申告書を作成する場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者の作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的信頼に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

ロ.原産品申告書の必要的記載事項

原産品申告書には、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所、産品の概要（品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報、関税分類番号、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）等、本原産品申告書の作成者の情報を記載するとともに、当該作成者の印又は署名（電子的な署名も可）が必要となります。

ハ.様式及び使用言語

原産品申告書の作成にあたっては税関様式 C 第 5292 号を使用し、日本語又は英語により作成します。ただし、協定上の必要的記載事項が記載されている限りは、任意の様式の使用も可能です。

②.日本税関からの原産性の確認への対応

日本税関では、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入者に対して書面による情報提供要請を行うことがあります。輸入者として原産品申告書を作成した場合には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類等に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。また、輸出者又は生産者が作成した原産品申告書を用いて申告した場合には、輸出者等から必要な情報を入手していただき、それを元に回答してください。なお、企業秘密等の理由により輸出者等から情報を得られないような事情がある場合には、その旨回答してください。場合に応じて、日本税関から輸出者等へ情報提供要請を行うことがあります。

輸入者が原産品申告書を作成した場合において、情報の提供要請に対して提供した情報が原産品であることを確認するために十分でない場合等には EPA 税率の適用が否認される場合があります。

<原産品申告書記載要領>

税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

産品毎に記載する。

品名の記載は、産品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。

例えば、グロス重量又はネット重量。産品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。

産品の関税分類番号を６桁レベル（HS2012 年版）で記載。

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号 (6 桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、 PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス（第三国インボイスを除く。）の番号･日付。

該当する特恵基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じて DMI、ACU を記載する。

5. その他の特記事項

第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。

□ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼者。

作成年月日

作成者の氏名又は名称　　印又は署名

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称　　印又は署名

代理人の住所又は居所

自署又は署名の形状の印字。

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

③実際の輸入に即した書類作成例

※本手引きでは輸入者が原産品申告書を作成することを前提に説明します。輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合には、豪州側の輸出者等において原産品申告書や原産地証明書の用意が必要であることに留意ください。

※本手引きに掲載されている「原産品申告明細書」の記載例は、産品の原産性をより客観的に示すように例示として挙げているものです。実際の輸入申告の際に、同レベルの詳細な内容を申告しなければならないものではありませんので、その産品に対応した原産地規則に従って、産品の原産性を示すために必要な情報を可能な範囲で記載してください。

◆　完全生産品の例　①

＜冷凍牛肉（骨なし）（関税率表第 0202.30 号）＞

イ.原産地基準

豪州から日本へ輸入される冷凍牛肉（骨なし）（関税率表第 0202.30 号）について、日豪 EPA においては、豪州において生まれ、かつ、成育された牛から得られたものであれば原産品と認められます。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2015/1/15	2015/4/1	～	2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1	～	2031/4/1
38.5%	30.5%	28.5%		26.9%	26.7%	26.4%	26.1%		19.5%

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該冷凍牛肉が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。（豪州の輸出者又は生産者が作成する原産品申告書に基づいて輸入申告することも可能です。）

また、冷凍牛肉等の豪州で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって豪州の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はありません（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA　WO」と記載ください）。なお、例えば、牛が豪州で生まれたこと等、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認しているような場合には、当該確認方法やその内容を明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

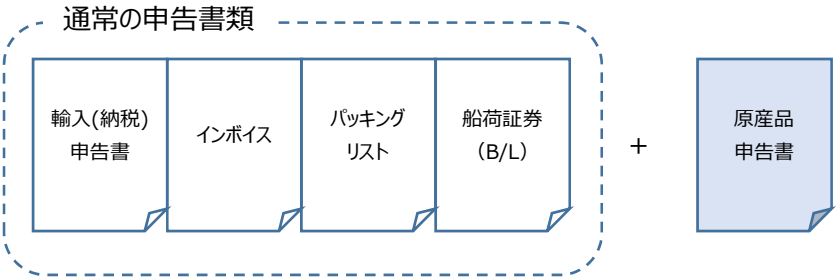

＜原産品申告書の記載例＞　　税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリアビーフ株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6 桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、 PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、 ACU）
1	冷凍牛肉（骨なし） 1,000 カートン、20,000Kg、AB No.1-1000 仕入書番号･日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）：No.AB00001	第 0202.30 号	WO

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　　印又は署名
作成者の住所又は居所　東京都江東区青海 2-7-11
代理人の氏名又は名称　　印又は署名
代理人の住所又は居所

税関商事

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

◆　完全生産品の例②

＜小麦グルテン（関税率表第 1109.00 号）＞

※本例は原産地基準が「完全生産品」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、小麦グルテンの場合に必ず「完全生産品」となるわけではありません。

イ.原産地基準

豪州から日本へ輸入される小麦グルテン（関税率表第 1109.00 号）について、日豪 EPA においては、豪州において完全に得られる材料から生産されたものであれば原産品と認められます。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2015/1/15	2015/4/1	~	2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1	~	2024/4/1
21.3%	19.4%	17.4%		11.6%	9.7%	7.7%	5.8%		無税

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該小麦グルテンが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。豪州の完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認している場合には、当該確認方法や内容を明細書に記載し、通関関係書類とともに提出してください。

ただし、前述の冷凍牛肉の場合と同様、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって豪州にて完全に得られる産品であることが確認できるときは、別途明細書等を提出する必要はありません。（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載ください。）

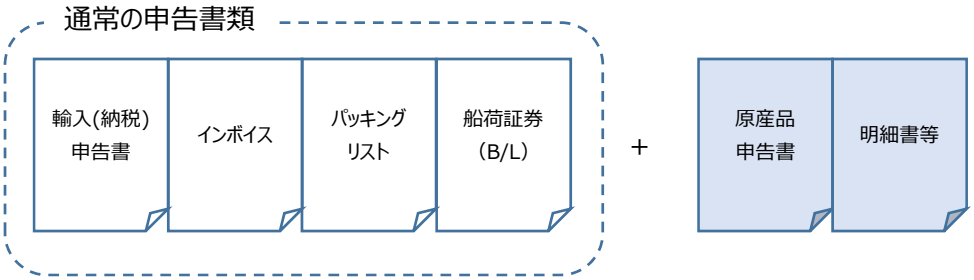

＜原産品申告書の記載例＞

税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリア食品株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6 桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、 PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、 ACU）
1	小麦グルテン 800BAG、20,000Kg、AB No.1-800 仕入書番号･日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）：No.AB00001	第 1109.00 号	WO

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5

作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　　印又は署名

作成者の住所又は居所　東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称　　印又は署名

代理人の住所又は居所

税関
商事

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（☑オーストラリア協定、□TPP11 協定、□EU 協定）

1.　仕入書の番号及び日付 No.AB00001　　2015.12.1	
2.　原産品申告書における産品の番号 [1]	3.　産品の関税分類番号 第 1109.00 号
4.　適用する原産性の基準 ☑WO 又は A　□PE 又は B □PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5.　上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 通関関係書類から、本小麦グルテンは、豪州所在の生産者であり輸出者であるオーストラリア食品株式会社からの豪州仕出し貨物であることが確認でき、また別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本小麦グルテンは、豪州において収穫された小麦を用いて豪州△△で製粉した小麦粉を原材料として、豪州□□所在の A 工場において小麦グルテンを生産していることを確認した。 よって、本小麦グルテンは、豪州の原産品（完全生産品）である。	
6.　上記 5.　の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名　税関商事 税関商事株式会社　東京都江東区青海 2-7-11 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2015 年 12 月 5 日	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

◆　原産材料のみから生産された産品の例

＜フェロシリコマンガン（関税率表第 7202.30 号）＞

※本例は原産地基準が「原産材料のみから生産された産品」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、フェロシリコマンガンの場合に必ず「原産材料のみから生産された産品」となるわけではありません。

イ.原産地基準

豪州から日本へ輸入されるフェロシリコマンガン（関税率表第 7202.30 号）について、日豪 EPA においては、例えば、当該産品が、日豪 EPA 上の原産品である原材料（一次材料に限る。）のみから生産されたものである場合には、原産材料のみから生産された産品として原産品と認められます。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2015/1/15	2015/4/1	～	2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1	～	2024/4/1
2.5%	2.3%	2.0%		1.4%	1.1%	0.9%	0.7%		無税

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該フェロシリコマンガンが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合であっても、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

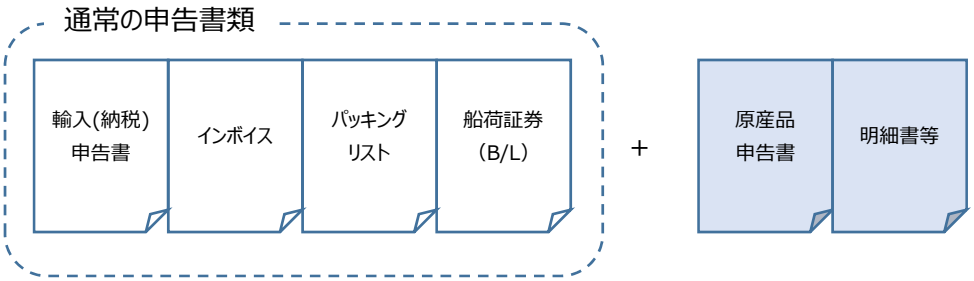

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

原産材料のみからの生産であることが確認できる契約書、材料一覧表又は製造工程フロー図等の資料

＜原産品申告書の記載例＞

税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリア鉱山株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6 桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、 PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、 ACU）
1	フェロシリコマンガン 200,000Kg、10 CONTAINERS、N/M 仕入書番号･日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）：No.AB00001	第 7202.30 号	PE

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5

作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　　印又は署名

作成者の住所又は居所　東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称　　印又は署名

代理人の住所又は居所

税関
商事

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（☑オーストラリア協定、□TPP11 協定、□EU 協定）

1.　仕入書の番号及び日付 No.AB00001　　2015.12.1	
2.　原産品申告書における産品の番号 [1]	3.　産品の関税分類番号 第 7202.30 号
4.　適用する原産性の基準 □WO 又は A　☑PE 又は B □PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5.　上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①生石灰（第 25.22 項）：○○国から輸入した石灰石（第 25.21 項）を使用し、豪州△△工場にて製造（原産材料） ②コークス（第 27.04 項）：豪州□□鉱山にて採掘した石炭から豪州××にて製造（原産材料） ③マンガン鉱石（第 26.02 項）：豪州▽▽鉱山にて採掘（原産材料） <製造工程> 豪州にある輸出者 A 工場において、上記原材料を用いて、電気炉における強熱等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し豪州で生産された生石灰（原材料①）は、品目別規則（第 25.22 項）に定める「項変更」を満たしていることから、豪州の原産材料である。また、原材料②及び③については、豪州の原産品（完全生産品）であることから、本フェロシリコマンガンは原産材料のみから生産されており、豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表（材料一覧表）によって確認することができる。	
6.　上記 5.　の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都江東区青海 2-7-11 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2015 年 12 月 5 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

総部品表（材料一覧表）

品名：フェロシリコマンガン

品番：○○○

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	生石灰	○○	25.22		○○国から石灰石を輸入
2	コークス	豪州	27.04		豪州□□で採掘した石炭から豪州で製造
3	マンガン鉱石	豪州	26.02		豪州▽▽鉱山にて採掘
	合　計				

＜製造工程＞

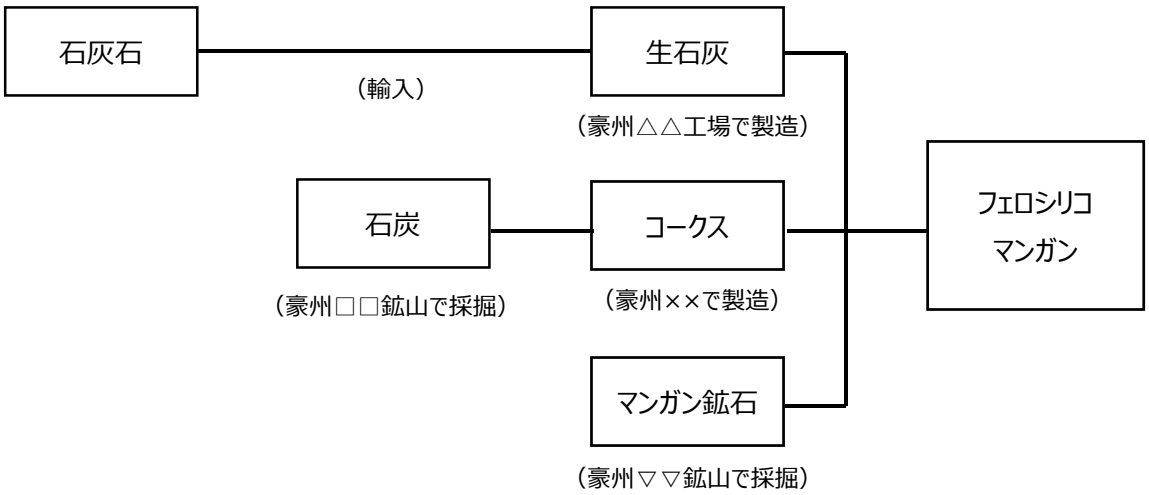

◆　実質的変更基準（関税分類変更基準）を満たす産品の例

＜ワイン（関税率表第 2204.21 号）＞

※本例は原産地基準が「関税分類変更基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、ワインの場合に必ず「関税分類変更基準」が適用されるわけではありません。

イ.原産地基準（関税分類変更基準）

豪州から日本へ輸入されるワイン（関税率表第 2204.21 号）について、日豪 EPA においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CC*（第 8 類又は第 20 類の材料からの変更を除く。）」を満たす必要があります。

*類変更基準

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

	発効前	2015/1/15	2015/4/1		2018/4/1	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1
1	15%	13.1%	11.3%	~	5.6%	3.8%	1.9%	無税
2	¥125/L	¥125/L	¥125/L		￥125/ L	￥125/ L	￥125/ L	
3	¥67/L	¥58.63/L	¥50.25/L		¥25.13/L	¥16.75/L	¥8.38/L	

注）1 欄又は 2 欄の税率のうちいずれか低い税率、ただし 3 欄を下回る場合は 3 欄の税率を適用

ハ.原産品申告書等の作成例

輸入者は、当該ワインが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

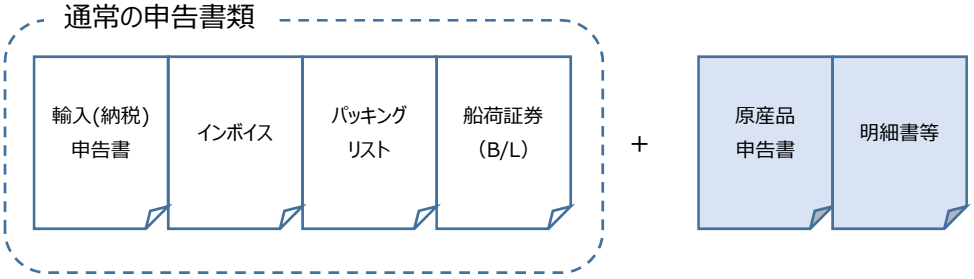

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める関税分類の変更を確認できる材料一覧表、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリアワイン株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	ワイン（750ml） 1,000カートン、4,500L、AB No.1-1000 仕入書番号・日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）：No.AB00001	第2204.21号	PSR

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名
作成者の住所又は居所　東京都江東区青海2-7-11
代理人の氏名又は名称　財務ロジスティクス株式会社　印又は署名
代理人の住所又は居所　東京都千代田区霞が関3-1-1

財務ロジスティクス

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（☑オーストラリア協定、□TPP11 協定、□EU 協定）

1. 仕入書の番号及び日付 No.AB00001　　2015.12.1	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 2204.21 号
4. 適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） ☑CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう（カベルネソービニヨン）（第 08.06 項）：豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの（原産材料） ②ぶどう（メルロー）（第 08.06 項）：豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの（原産材料） ③ぶどう（シラー）（第 08.06 項）：豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの（原産材料） ④酸化防止剤（第 28.32 項）：米国から輸入したもの（非原産材料） <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 2204.21 号）は、「類変更（第 8 類又は第 20 類の材料からの変更を除く。）」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表（材料一覧表）によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都江東区青海 2-7-11 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 財務ロジスティクス株式会社　東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日 財務ロジスティクス	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）
品番：○○○

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう （カベルネソービニヨン）	豪州 （ビクトリア州）	08.06		
2	ぶどう （メルロー）	豪州 （ビクトリア州）	08.06		
3	ぶどう （シラー）	豪州 （クイーンズランド州）	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合　計				

◆　実質的変更基準（付加価値基準）を満たす産品の例

＜調製顔料（関税率表第 3206.11 号）＞

※本例は原産地基準が「付加価値基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、調製顔料の場合に必ず「付加価値基準」が適用されるわけではありません。

イ.原産地基準（付加価値基準）

豪州から日本へ輸入される調製顔料（関税率表第 3206.11 号）について、日豪 EPA においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CTSH*（第 3206.19 号からの変更を除く。）、QVC（原産資格割合）40、CR（化学反応）、P（精製）、SM（標準物質）又はIS（異性体分離）」のいずれかを満たす必要があります。　　*号変更基準

以下、付加価値基準を適用する場合の例について記載します。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該調製顔料が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

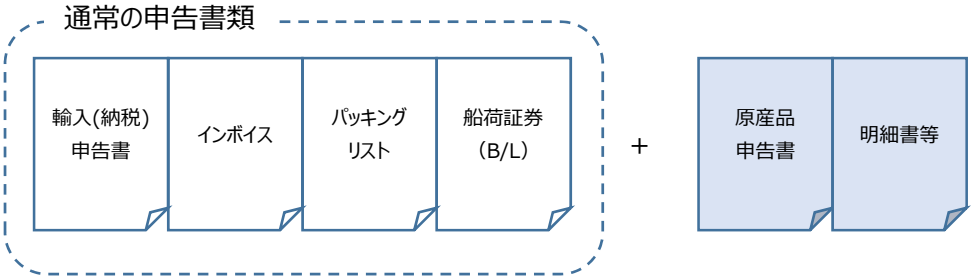

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める付加された価値を確認できる材料表、製造原価計算書又は支払記録等の資料

＜原産品申告書の記載例＞

税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリアピグメント株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6 桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、 PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、 ACU）
1	調製顔料 100 BAG、2,500KG、AB No.1-100 仕入書番号･日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）：No.AB00001	第 3206.11 号	PSR

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5

作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名

作成者の住所又は居所　東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称　印又は署名

代理人の住所又は居所

税関
商事

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（☑オーストラリア協定、□TPP11 協定、□EU 協定）

1.　仕入書の番号及び日付 No.AB00001　　2015.12.1	
2.　原産品申告書における産品の番号 [1]	3.　産品の関税分類番号 第 3206.11 号
4.　適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・☑VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5.　上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①チタン酸化物：豪州産の天然ルチール（TiO2）から豪州○○で生産したもの（原産材料） ②アンチモン酸化物：××国から輸入したもの（非原産材料） ③クロム酸化物：△△国から輸入したもの（非原産材料） <原産資格割合> 非原産材料の総価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、AUD1,500 である。 産品の価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、AUD10,000 である。 豪州において非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 3206.11 号）は、「原産資格割合 40%以上」、「号変更（第 3206.19 号からの変更を除く。）」、「化学反応」、「精製」、「標準物質」又は「異性体分離」である。なお、原材料、非原産材料の総価額及び産品の価額は上記のとおりである。 よって、本品の原産資格割合（QVC）を計算すると、 $\frac{10{,}000 - 1{,}500}{10{,}000} \times 100 = 85\%$ となり、上記品目別規則に定める原産資格割合 40%以上を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の製造原価計算書によって確認することができる。	
6.　上記 5.　の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都江東区青海 2-7-11 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 税関商事 作成 2015 年 12 月 5 日	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

製造原価計算書

品名：調製顔料

品番：○○○

項　目		金額（AUD）	備考
原材料		2,500	
	チタン酸化物	1,000	
	アンチモン酸化物	800	※左記価額は CIF 価額
	クロム酸化物	700	※左記価額は CIF 価額
労務費		2,000	
経費		1,050	
	電力・燃料費	500	
	減価償却費	500	
	消耗品費	50	
製造費用（合計）		5,550	
産品の価額		10,000	

◆　実質的変更基準（加工工程基準）を満たす産品の例

＜水酸化アルミニウム（関税率表第 2818.30 号）＞

※本例は原産地基準が「加工工程基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、水酸化アルミニウムの場合に必ず「加工工程基準」が適用されるわけではありません。

イ.原産地基準（加工工程基準）

豪州から日本へ輸入される水酸化アルミニウム（関税率表第 2818.30 号）について、日豪 EPA においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める「CTSH（号変更基準）、CR（化学反応）、P（精製）、SM（標準物質）又は IS（異性体分離）」のいずれかを満たす必要があります。

以下、加工工程基準を適用する場合の例について記載します。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該水酸化アルミニウムが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

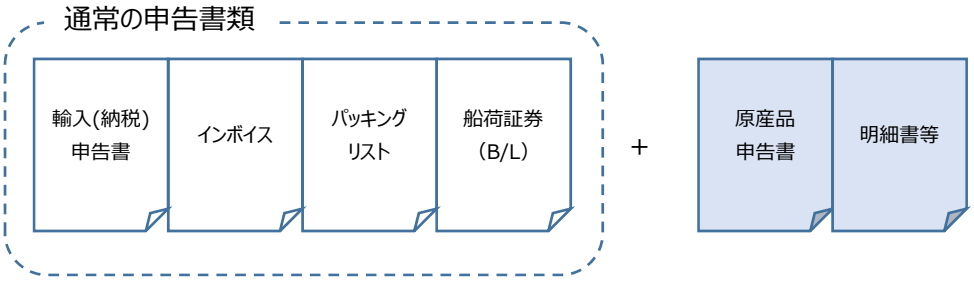

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める化学反応を満たしていることが確認できる契約書、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

＜原産品申告書の記載例＞　　税関様式Ｃ第 5292 号

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

オーストラリアケミカル株式会社　○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号（6 桁、HS 2012）	4. 適用する原産性の基準（WO、PE、 PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、 ACU）
1	水酸化アルミニウム 1,000 カートン、20,000Kg、AB No.1-1000 仕入書番号・日付：No.AB00001、2015.12.1 B/L（船荷証券）： No.AB00001	第 2818.30 号	PSR

5. その他の特記事項

☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日　2015.12.5
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　　印又は署名
作成者の住所又は居所　東京都江東区青海 2-7-11
代理人の氏名又は名称　　印又は署名
代理人の住所又は居所

税関
商事

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（☑オーストラリア協定、□TPP11 協定、□EU 協定）

1. 仕入書の番号及び日付 No.AB00001　　2015.12.1	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 2818.30 号
4. 適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・☑SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <製造工程> 豪州○○所在の工場にて下記のとおり製造する。 ①ボーキサイトを水酸化ナトリウムの高温水溶液に溶かす ②上記で精製された溶液をろ過 ③溶液を冷却し、産品を析出 （水酸化アルミニウム製造の際の化学反応式） $[Al(OH)_4]^-$ (aq) ⇔ $Al(OH)_3$(s)+OH^- (aq)　（工程①における化学反応） 非原産材料を使用し生産した本品が満たすべき品目別規則（第 2818.30 号）は、「号変更」、「化学反応」、「精製」、「標準物質」又は「異性体分離」のいずれかである。なお、本品の製造工程は上記のとおりである。 よって、本品は、上記品目別規則に定める化学反応を上記製造工程において経ていることから豪州の原産品である。 上記事実は別添の製造工程表によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都江東区青海 2-7-11 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2015 年 12 月 5 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

製造工程表

品名：水酸化アルミニウム
品番：○○○

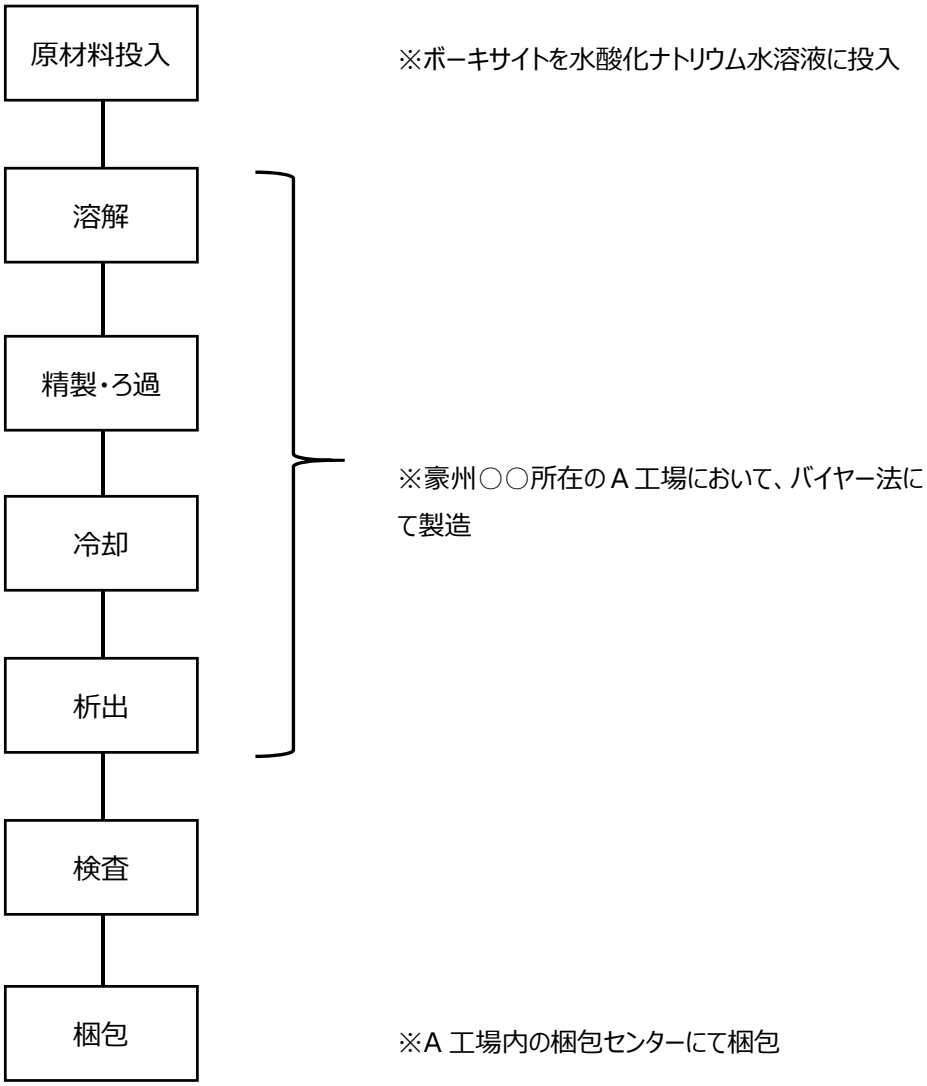

（２）日本からの輸出面

日豪 EPA において導入された自己申告制度においては、第三者証明制度の下における輸出時の原産地証明書の取得に代え、輸出者、生産者自らが原産品申告書を作成することが可能です。

豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関 HP 等を参照してください。なお、豪州税関においても事前教示制度が導入されています。

①原産品申告書等の作成方法

イ.原産品申告書の作成者

輸出者又は生産者は、日本から輸出しようとする産品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。

原産品申告書を輸出者が作成する場合で、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品である旨の生産者が作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することもできます。

また、必要な情報を豪州の輸入者に送付し、豪州の輸入者が原産品申告書を作成し、豪州において輸入申告を行うことも可能です。

ロ.原産品申告書の必要的記載事項

原産品申告書においては、輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所、産品の概要（品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報、関税分類番号、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）等、本原産品申告書の作成者の情報を記載するとともに、当該者の印又は署名（電子的な署名も可）が必要となります。

ハ.様式及び使用言語

日豪 EPA においては、原産品申告書の様式は定められておらず、必要的記載事項を記載した任意の様式を使用し、英語で作成します。

＜原産品申告書の記載要領＞

Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address

産品毎に記載する。

品名の記載は、産品の仕入書における品名と HS 関税分類を十分関連付けられるようにする。

例えば、グロス重量又はネット重量。産品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。

産品の関税分類番号を６桁レベル（HS2012 年版）で記載。

No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m³, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (*de minimis, accumulation*), if applicable

原則として豪州への輸入通関に用いられるインボイス（第三国インボイスを除く。）の番号・日付。

該当する特恵基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてその他の基準を記載する。

5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。

☐ Non-party invoice

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

自署又は署名の形状の印字。

Date

Name (signature or stamp)

Address

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

□Importer □Exporter □Producer

輸出者又は生産者のいずれか１つに必ずチェックを付す。

二.誓約書の作成方法

誓約書に、特段の様式は定められていませんが、輸出貨物が日本の原産品であることを誓約する内容、具体的には、原産品申告書に準じ、輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、産品の概要（品名及び関税分類番号、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準）、仕入書の番号及び日付、積送される貨物を確認するための情報等、作成者の印又は署名を含むものが適当です。

Origin Statement/Declaration

I, the undersigned, declare that the goods stated below are originating goods of Japan under Chapter 3 of Australia-Japan Economic Partnership Agreement.

<Description of goods>

輸出産品の概要を記載。原産品申告書の記載要領に従い、産品の名称、HS 番号、数量、原産地基準等を記載する。

Date _____

Name _____ (signature or stamp) _____

Address _____

②豪州税関による原産性の確認への対応

輸出者又は生産者として原産品申告書を作成した場合には、事後確認の一環として豪州税関から輸出者又は生産者に対して情報提供要請がなされることがあります。その際には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。豪州税関からの連絡は、外交ルートで日本税関を経由して輸出者又は生産者に対してなされることとなっていますが、併せて、豪州税関から輸出者又は生産者に対して直接なされる場合もあります。日本税関からの連絡前に豪州税関から直接連絡があった場合には、日本税関からの連絡をお待ちいただくか、最終頁に記載の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

情報の提供要請に対して回答しない場合や提供した情報が原産品であることを確認するために十分ではない場合等には、EPA 税率の適用が否認される場合があります。なお、産品が日豪 EPA 上の原産品であるか否かについては、輸出者又は生産者から提供された情報に基づき豪州税関が判断することとなりますので御留意ください。

③実際の輸出に即した書類作成例

＜乗用自動車（関税率表第 8703.23 号）＞

※シリンダー容積が 1,500cc を超え、3,000cc 以下のもの

イ.原産地基準

日本から豪州へ輸出される乗用自動車（関税率表第 8703.23 号：シリンダー容積が 1,500cc を超え 3,000cc 以下のもの）について、日豪 EPA においては、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める CTH（項変更）又は QVC40（原産資格割合 40%以上）のいずれかを満たすことが必要です。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸出者又は生産者は、当該乗用自動車が日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、輸出者又は生産者は誓約書を作成し、豪州側の輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

ニ.輸出者（又は生産者）が保存すべき原産品に関する書類の例

・原産品申告書（Origin Certification Document）（写し）

・品目別規則が定める基準を満たすことが確認できる総部品表や価格表等の資料、誓約書（誓約書に基づき原産品申告書を作成した場合に限る。）

＜原産品申告書の記載例＞

Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address

Customs Motor Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m³, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (*de minimis, accumulation*), if applicable
1	Motor Cars 1,000 Cars Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No.AB00001	8703.23	PSR

5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

☐ Non-party invoice

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation (signature or stamp) Stamp

Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

□Importer ☑Exporter □Producer

＜タイヤ（関税率表第 4011.10 号）＞

イ.原産地基準

日本から豪州へ輸出されるタイヤ（関税率表第 4011.10 号）について、日豪 EPA においては、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める CTH（項変更）又は QVC40（原産資格割合 40%以上）、CR（化学反応が締約国の区域内において行われること）のいずれか 1 つを満たすことが必要です。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸出者又は生産者は、当該タイヤが日豪 EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、輸出者又は生産者は誓約書を作成し、豪州側の輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

ニ.輸出者（又は生産者）が保存すべき原産品に関する書類の例

・原産品申告書（Origin Certification Document）（写し）

・品目別規則が定める基準を満たすことが確認できる総部品表や製造工程フロー図等の資料、誓約書（誓約書に基づき原産品申告書を作成した場合に限る。）

＜原産品申告書の記載例＞

Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address

Customs Rubber Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m³, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (*de minimis, accumulation*), if applicable
1	New pneumatic tyres 1,000 Pcs, 7,000Kg Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No.AB00001	4011.10	PSR

5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

☐ Non-party invoice

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation (signature or stamp) Stamp

Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

□Importer ✔Exporter □Producer

Ⅱ.自己申告制度の利用

3.TPP11（CPTPP）

３.TPP11（CPTPP）

TPP11（CPTPP）においては、原則として、輸入者、輸出者又は生産者による自己申告制度のみが採用されています。なお、協定上は、原産品申告書のことを「原産地証明書」と表記しています。

（１）日本への輸入面

①.原産品申告書の作成方法

イ.原産品申告書の作成者

輸入者、輸出者又は生産者は、輸入しようとする産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者自らが有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。また、輸入者が原産品申告書を作成する場合には、当該産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することができます。なお、原産品申告書を作成する輸出者又は生産者は、輸出締約国に所在している必要があります。

ロ.原産品申告書の必要的記載事項

原産品申告書には、証明者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス、輸出者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、生産者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、輸入者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、産品の品名及び統一システムの関税分類、原産性の基準、証明者の署名及び日付等を記載するとともに、下記の誓約を付記する必要があります。

「私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。」

「I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.」

ハ.様式及び使用言語

原産品申告書の作成にあたっては、税関様式Ｃ第 5292 号-3 を使用し、日本語又は英語により作成します。ただし、協定上の必要的記載事項が記載されている限りは、任意の様式の使用も可能です。

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

輸出者が証明者と異なる場合に記載する。輸出者の住所は、締約国内の産品が輸出された場所とする。

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

証明者又は輸出者と異なる場合に記載する。生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。なお、生産者の住所は、締約国内の産品が生産された場所とする。

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）

産品毎に記載する。

品名は、対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特恵基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

12箇月を超えない特定の期間における同一の産品の２回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。
（例：2018年12月30日から2019年12月29日）

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼者。

作成年月日

作成者の氏名又は名称　　印又は署名

代理人の氏名又は名称　　印又は署名

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

ニ. TPP11 協定（CPTPP）附属書 3-A を採用する締約国からの輸入の場合

附属書 3-A を採用する締約国については、協定発効後の一定期間、権限のある当局が原産地証明書を発給又は認定された輸出者が原産地証明書を作成することができます。この場合でも、日本への輸入申告にあたっては、当該原産地証明書は原産品申告書と同様に取り扱われ、原則として、当該原産地証明書に加え明細書等の提出が必要となります。

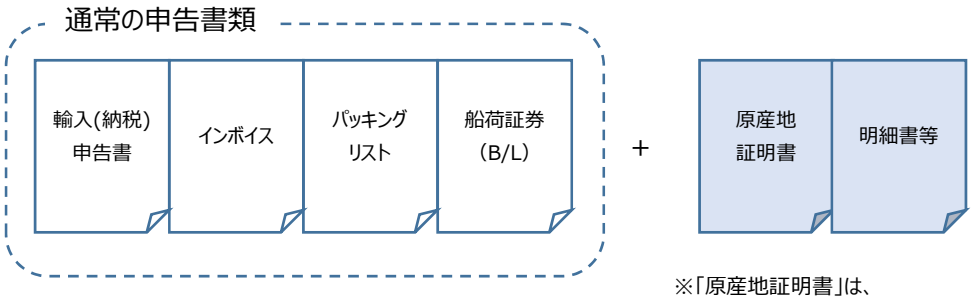

※「原産地証明書」は、
「原産品申告書」として取り扱われます。

②日本税関からの原産性の確認への対応

日本税関では、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入者に対して書面による情報提供要請を行うことがあります。輸入者として原産品申告書を作成した場合には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類等に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。また、輸出者又は生産者が作成した原産品申告書を用いて申告した場合には、輸出者等から必要な情報を入手していただき、それを元に回答してください。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報を得られないような事情がある場合には、その旨回答してください。場合に応じて、日本税関から輸出者等へ情報提供要請を行うことがあります。

輸入者が原産品申告書を作成した場合において、情報の提供要請に対して提供した情報が原産品であることを確認するために十分でない場合や回答しない場合等には、EPA 税率の適用が否認される場合があります。

③実際の輸入に即した書類作成例

※本手引きでは輸入者が原産品申告書を作成することを前提に説明します。輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合には、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意ください。

※本手引きに掲載されている「原産品申告明細書」の記載例は、産品の原産性をより客観的に示すように例示として挙げているものです。実際の輸入申告の際に、同レベルの詳細な内容を申告しなければならないものではありませんので、その産品に対応した原産地規則に従って、産品の原産性を示すために必要な情報を可能な範囲で記載してください。

◆　完全生産品の例①

＜木材（関税率表第 4407.10 号）＞

イ.原産地基準

ニュージーランドから日本へ輸入される木材（関税率表第 4407.10 号）について、TPP11（CPTPP）においては、締約国において完全に得られ、又は生産される産品であれば原産品と認められます。

ロ.関税率（4407.10-110）

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該木材がTPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。（ニュージーランドの輸出者又は生産者が作成する原産品申告書に基づいて輸入申告することも可能です。）

また、木材等の締約国で完全に得られ、又は生産される一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって締約国の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はありません（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載ください）。なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認しているような場合には、当該確認方法やその内容を明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

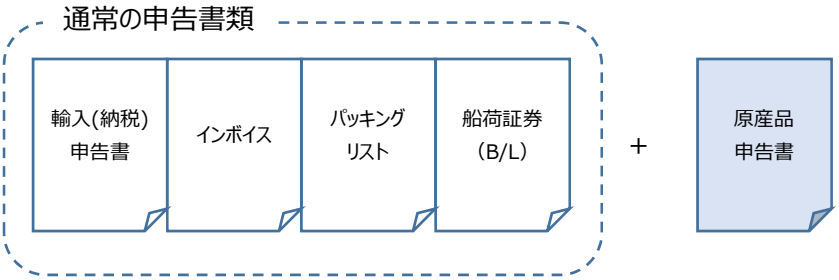

※本事例の品目はTPP11（CPTPP）上、締約国によって関税率が異なる品目（いわゆる税率差が生じる品目）となります。そのため、TPP11（CPTPP）域内の複数国にまたがって生産が行われている場合、TPP11（CPTPP）上の原産品であるかを確認したうえで、別途、どの国の税率が適用されるかを確認する必要が生じることに御留意ください。

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
ニュージーランド木材株式会社
Level XX, XXX Building, XX Shortland Street, Auckland CBD, New Zealand
(64-9) XXX-XXXX　XXXXXX@newzealand-timber.co.nz

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68　03-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	木材（WOOD SAWN (NEW ZEALAND PINUS RADIATA)) 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第4407.10号	WO

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日　2018.12.30
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名　税関
代理人の氏名又は名称　印又は署名　商事
代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

◆　完全生産品の例②

＜冷蔵豚肉（関税率表第 0203.19 号）＞

※課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

イ.原産地基準

カナダから日本へ輸入される冷蔵豚肉（関税率表第 0203.19 号）について、TPP11（CPTPP）においては、締約国において完全に得られ、又は生産される産品であれば原産品と認められます。

ロ.関税率（0203.19-022）

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2018/12/30	2019/4/1	2020/4/1	～	2024/4/1	2025/4/1	2026/4/1	2027/4/1
4.3%	2.2%	1.9%	1.7%		0.7%	0.4%	0.2%	無税

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該冷蔵豚肉が TPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。TPP11（CPTPP）の完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからでは確認できず、その他の情報から確認している場合には、当該確認方法や内容を明細書に記載し、通関関係書類とともに提出してください。

ただし、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出される仕入書等の通関関係書類によって締約国にて完全に得られ、又は生産される産品であることを確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はありません。（明細書等の提出を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載ください。）

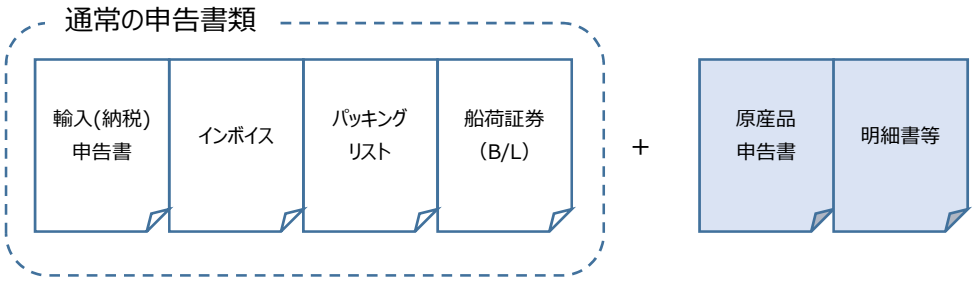

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
カナダポーク株式会社 XXX Sussex Drive, Ottawa, Onttario K1N 9E6, Canada
(1-613) XXX-XXXX XXXXX@canada-pork.co.ca

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	冷蔵豚肉（CHILLED PORK） 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第0203.19号	WO

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日 2018.12.30
作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名 税関
代理人の氏名又は名称 印又は署名 商事
代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、☑TPP11 協定、□EU 協定）

1.　仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2.　原産品申告書における産品の番号 [1]	3.　産品の関税分類番号 第 0203.19 号
4.　適用する原産性の基準 ☑WO 又は A　□PE 又は B □PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5.　上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 通関関係書類から、本冷蔵豚肉は、カナダ所在の生産者であり輸出者であるカナダポーク株式会社からのカナダ仕出し貨物であること及びカナダ XX においてと殺・解体されたものであることが確認できる。また、別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本豚肉の豚は、カナダ XX 所在の輸出者の養豚場において生まれ、成育したものであることを確認した。 よって、本冷蔵豚肉は、TPP11（CPTPP）上の原産品（完全生産品）である。	
6.　上記 5.　の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都港区海岸 2-7-68 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2018 年 12 月 30 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

◆　原産材料のみから生産される産品の例

＜チーズ（関税率表第 0406.10 号）＞

※本例は原産地基準が「原産材料のみから完全に生産される産品」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、チーズの場合に必ず「原産材料のみから生産される産品」となるわけではありません。

イ.原産地基準

ニュージーランドから日本へ輸入されるチーズ（関税率表第 0406.10 号）について、TPP11（CPTPP）においては、締約国において TPP11（CPTPP）上の原産品である原材料（一次材料に限る。）のみから生産されたものである場合には、原産材料のみから完全に生産される産品として原産品と認められます。

ロ.関税率（0406.10-090　脂肪分が全重量の 45%未満のもの）

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2018/12/30	2019/4/1	2020/4/1	～	2030/4/1	2031/4/1	2032/4/1	2033/4/1
29.8%	27.9%	26.0%	24.2%		5.5%	3.7%	1.8%	無税

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該チーズが TPP11（CPTPP）上の原産品であること示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

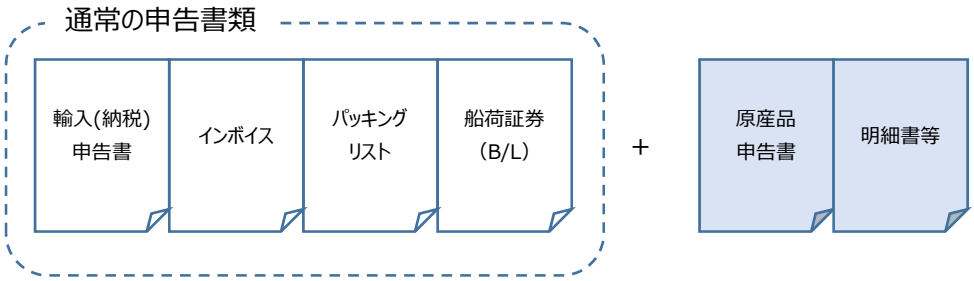

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

原産材料のみからの生産であることが確認できる契約書、材料表又は製造工程フロー図等の資料

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
ニュージーランドチーズ株式会社
Level XX, Majestic Centre, XXX Willis Street, Wellington 1, New Zealand
(64-4) XXX-XXXX　XXXXXXX@newzealand-cheese.co.nz

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68　03-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	チーズ 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第0406.10号	PE

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日　2018.12.30
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名　税関商事
代理人の氏名又は名称　印又は署名
代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、☑TPP11 協定、□EU 協定）

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 0406.10 号
4. 適用する原産性の基準 □WO 又は A　☑PE 又は B □PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①生乳（第 04.01 項）：ニュージーランド XX に所在する農場で搾乳したもの（原産材料） ②食塩（第 25.01 項）：豪州で天日干しにより生産されたもの（原産材料） ③レンネット（第 35.07 項）：ドイツから輸入した安息香酸ナトリウム（第 29.16 項）、ニュージーランド原産のゼラチン、レンネット酵素、食塩を材料として輸出者が製造したもの（原産材料） <製造工程> ニュージーランドにある輸出者 A 工場において、上記原材料を用いて、発酵・熟成等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用してニュージーランドで生産されたレンネット（原材料③）は、品目別規則（第 35.07 項）に定める「項変更」を満たしていることから、TPP11（CPTPP）上の原産材料である。また、原材料①及び②については、TPP11（CPTPP）上の原産品（完全生産品）であることから、本チーズは原産材料のみから生産されており、TPP11（CPTPP）上の原産品である。 上記事実は別添の総部品表（材料一覧表）によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都港区海岸 2-7-68 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2018 年 12 月 30 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

総部品表（材料一覧表）

品名：チーズ

品番：XXXXX

	材料名	HS code	備考
1	生乳	第 04.01 項	
2	食塩	第 25.01 項	
3	レンネット	第 35.07 項	ゼラチン（ニュージーランド）
			レンネット酵素（牛由来）（ニュージーランド）
			食塩（ニュージーランド）
			安息香酸ナトリウム（ドイツ）

＜製造工程＞

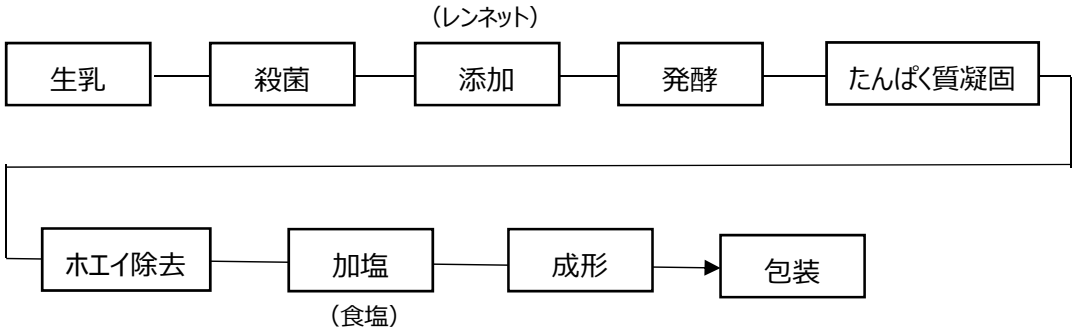

◆　実質的変更基準（関税分類変更基準）を満たす産品の例

＜豚肉調製品（関税率表第 1602.42 号）＞

※本例は原産地基準が「関税分類変更基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、豚肉調製品の場合に必ず「関税分類変更基準」となるわけではありません。

イ.原産地基準（関税分類変更基準）

カナダから日本へ輸入される豚肉調製品（関税率表第 1602.42 号）について、TPP11（CPTPP）においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める以下の条件のいずれかを満たせば、原産品と認められます。

「第 1602.41 号から第 1602.50 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 2 類の材料からの変更を除く。）又は
域内原産割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第 1602.41 号から第 1602.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。」

以下、関税分類変更基準を適用する場合の例について記載します。

ロ.関税率（1602.42-090）

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2018/12/30	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1	2022/4/1	2023/4/1
20.0%	16.6%	13.3%	10.0%	6.6%	3.3%	無税

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該豚肉調製品が TPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

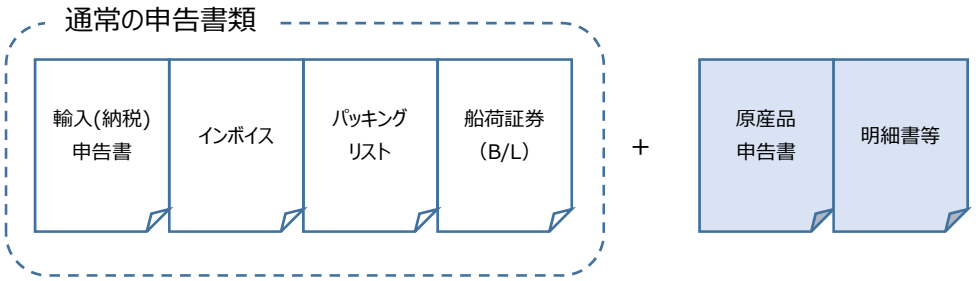

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める関税分類の変更を確認できる材料一覧表、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
カナダミート株式会社
XXX-XXXX West Hastings Street, Vancouver, B.C., V6E 2K9, Canada
(1-604) XXX-XXXX　XXXXXXX@canada-meat.co.ca

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68　03-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	冷凍豚肉調製品（Frozen Ground Seasoned Pork） 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第1602.42号	PSR

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日　2018.12.30
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名　税関
代理人の氏名又は名称　印又は署名　商事
代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、☑TPP11 協定、□EU 協定）

1.　仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2.　原産品申告書における産品の番号 [1]	3.　産品の関税分類番号 第 1602.42 号
4.　適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） ☑CTC 又は 1・□VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5.　上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①豚肉（骨なし肩肉）（第 02.03 項）：カナダ XX 州の契約養豚場で生まれ、成育した豚を、XX 州のと殺場でと殺･解体し得たもの（原産材料） ②こしょう（第 09.04 項）：インドから輸入したもの（非原産材料） <製造工程> カナダ XX にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、カット、調味等の製造工程を経て、本品を製造する。 カナダにおいて非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 1602.42 号）は、「類変更（第 2 類の材料からの変更を除く）」又は「域内原産割合が 45%以上（控除方式の場合）」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則に定める「項変更（第 2 類の材料からの変更をの除く）」を満たすことから TPP11（CPTPP）上の原産品である。 上記事実は別添の総部品表（材料一覧表）によって確認することができる。	
6.　上記 5.　の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7.　その他の特記事項	
8.　作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都港区海岸 2-7-68 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2018 年 12 月 30 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

総部品表（材料一覧表）

品名：豚肉調製品

	材料名	HS Code	備考
1	豚肉	第 02.03 項	カナダ XX 州の契約養豚場で生まれ、成育したもの
2	こしょう	第 09.04 項	

＜製造工程＞

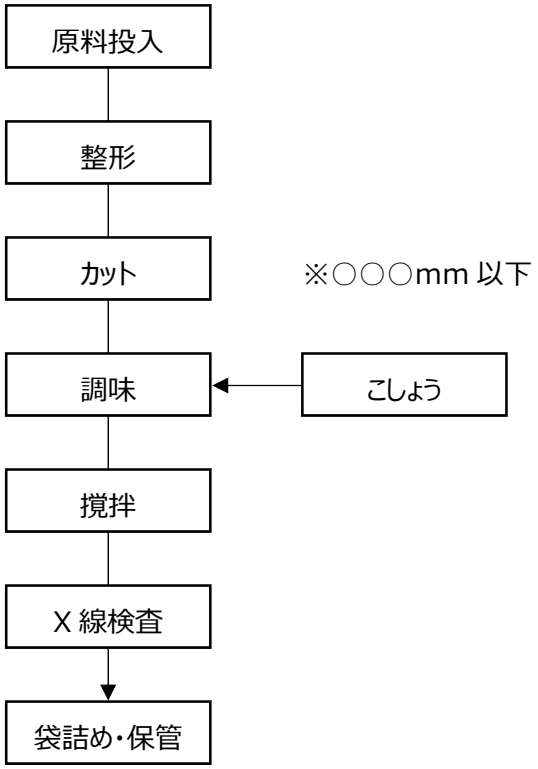

◆　実質的変更基準（付加価値基準）を満たす産品の例

＜腰掛けの部分品（革製、自動車に使用する種類のもの）（関税率表第 9401.90 号）＞

※本例は原産地基準が「付加価値基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、腰掛けの部分品の場合に必ず「付加価値基準」となるわけではありません。

イ.原産地基準（付加価値基準）

メキシコから日本へ輸入される腰掛けの部分品（関税率表第 9401.90 号）について、TPP11（CPTPP）においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める以下の条件のいずれかを満たせば、原産品と認められます。

「第 9401.90 号の産品への他の項の材料からの変更又は域内原産割合が（a）30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、（b）40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは（c）50 パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第 94.01 項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第 9401.90 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。」

以下、付加価値基準を適用する場合の例について記載します。

ロ.関税率

協定の発効日を起算日として、以下の表のとおり EPA 税率が適用されます。

発効前	2018/12/30	2019/4/1	2020/4/1	～	2025/4/1	2026/4/1	2027/4/1	2028/4/1
3.8%	3.4%	3.1%	2.7%		1.0%	0.6%	0.3%	無税

※当該産品は、日メキシコ EPA 上の原産品は、2018.12.30 現在、関税は無税となっております。

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該腰掛の部分品が TPP11（CPTPP）上の原産品であること示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

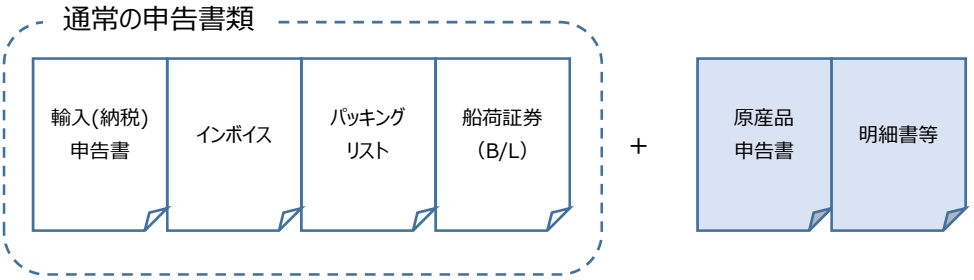

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める付加された価値を確認できる材料表、製造原価計算書又は支払記録等の資料

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
メキシコ自動車部品株式会社
Paseo de la Reforma No.XXX Torre Mapfre piso XX Col.Cuanhtemoc, C.P. XXXXXX, Ciudad de Mexico, Mexico (52-55)XXXX-XXXX XXXXXX@mexico-seat.co.mx

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	自動車用革製腰掛け部分品（Leather Seat Parts） 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第9401.90号	PSR

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日 2018.12.30
作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名 税関商事
代理人の氏名又は名称 印又は署名
代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、☑TPP11 協定、□EU 協定）

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 9401.90 号
4. 適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・☑VA 又は 2・□SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①牛革：メキシコの牛の皮を鞣す等の工程を経てメキシコで生産されたもの（原産材料） ②紡織用繊維：XX 国から輸入したもの（非原産材料） ③縫糸：XX 国から輸入したもの（非原産材料） <原産資格割合> 非原産材料の総価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、USD1,000 である。 産品の価額：別添製造原価計算書記載のとおり、USD10,000 である。 メキシコにおいて非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 9401.90 号）は、「項変更」、「域内原産割合が 30%以上（積上げ方式の場合）」、「域内原産割合が 40%以上（控除方式の場合）」、「域内原産割合が 50%以上（重点価額方式の場合）」のいずれかである。なお、原材料、非原産材料の総価額及び産品の価額は上記のとおりである。 よって、本品の域内原産割合を控除方式により計算すると、 $\frac{10,000 - 1,000}{10,000} \times 100 = 90\%$ となり、上記品目別規則に定める域内原産割合 40%以上（控除方式）を満たすことから TPP11（CPTPP）上の原産品である。 上記事実は別添の製造原価計算書によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都港区海岸 2-7-68 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 作成 2018 年 12 月 30 日	税関 商事

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

製造原価計算書

品名：自動車用革製腰掛け部分品

品番：○○○

項目		金額（USD）	備考
原材料		3,000	
	牛革	2,000	※TPP11(CPTPP)原産品
	紡織用繊維	950	※左記価額は CIF 価額
	糸	50	※左記価額は CIF 価額
労務費		3,000	
経費		500	
	電力･燃料費	150	
	減価償却費	300	
	消耗品費	50	
製造費用（合計）		6,500	
産品の価額		10,000	

◆　実質的変更基準（加工工程基準）を満たす産品の例

＜ポリプロピレン（関税率表第 3902.10 号）＞

※本例は原産地基準が「加工工程基準」の場合の書類作成例を示すための仮定に基づいた例であり、ポリプロピレンの場合に必ず「加工工程基準」となるわけではありません。

イ.原産地基準

シンガポールから日本へ輸入されるポリプロピレン（関税率表第 3902.10 号）について、TPP11（CPTPP）においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める以下の条件のいずれかを満たせば原産品と認められます。

「化学反応*、第 3902.10 号の産品への他の項の材料からの変更（第 29.01 項の材料からの変更を除く。）、第 3902.10 号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の 50 パーセント以上が原産品であること又は域内原産割合が（a）35 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは（b）45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第 3902.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）」　　*第 39 類類注参照

以下、加工工程基準を適用する場合の例について記載します。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸入者は、当該ポリプロピレンが TPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。なお、輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが原産品申告書を作成した場合でも、輸入申告にあたっての必要書類は、原則として、通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となります。

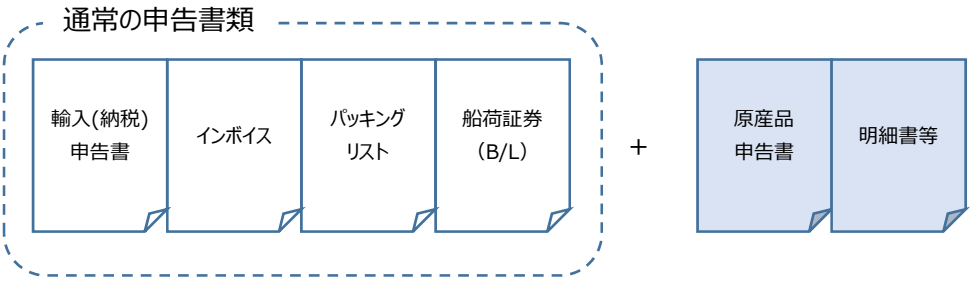

ニ.輸入者が原産品申告明細書に添付すべき書類の例

品目別規則が求める化学反応を満たしていることが確認できる契約書、製造工程フロー図又は生産指図書等の資料

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号ー3

原 産 品 申 告 書

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
シンガポールケミカル株式会社
XXXX Nassim Road, Singapore, XXXXX, Republic of Singapore
(65) XXXXXXXX　XXXXXX@singapore-chemical.co.sg

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68　03-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 産品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	ポリプロピレン 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第3902.10号	PSR

7. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日　2018.12.30
作成者の氏名又は名称　税関商事株式会社　印又は署名
代理人の氏名又は名称　財務ロジスティクス株式会社　印又は署名　財務ロジスティクス
代理人の住所又は居所　東京都千代田区霞が関 3-1-1

本原産品申告書の作成者（☑輸入者、☐輸出者、☐生産者）

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

（規格Ａ４）

<原産品申告明細書の記載例>　　税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

（□オーストラリア協定、☑TPP11 協定、□EU 協定）

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	3. 産品の関税分類番号 第 3902.10 号
4. 適用する原産性の基準 □WO 又は A　□PE 又は B ☑PSR 又は C（PSR 又は C の場合は以下もチェックすること） □CTC 又は 1・□VA 又は 2・☑SP 又は 3・□DMI 又は E・□ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <製造工程> シンガポール XXX 所在の工場にて下記のとおり製造する。 ①サウジアラビアから輸入した原油を蒸留・精製し、ナフサを製造 ②当該ナフサを熱分解・精製し、プロピレンを製造 ③プロピレンに触媒を入れ重合させ産品を製造 非原産材料を使用し生産した本品が満たすべき品目別規則（第 3902.10 号）は、「化学反応」、「項変更（第 29.01 項の材料からの変更を除く）」、「項変更及び重合体の総含有量の 50%以上が原産品であること」、「域内原産割合 35%以上（積上げ方式）」又は「域内原産割合 45%以上（控除方式）」のいずれかである。なお、本品の製造工程は上記のとおりである。 よって、本品は、上記品目別規則に定める化学反応を上記製造工程において経ていることから TPP11（CPTPP）上の原産品である。 上記事実は別添の製造工程表によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 □生産者、□輸出者、☑輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　印又は署名 税関商事株式会社　東京都港区海岸 2-7-68 （代理人の氏名又は名所及び住所又は居所）　　印又は署名 財務ロジスティクス株式会社　東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2018 年 12 月 30 日 財務ロジスティクス	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

（規格Ａ４）

＜原産品申告明細書に添付すべき書類の例＞

製造工程表

品名：ポリプロピレン（ペレット状）

品番：XXXXX

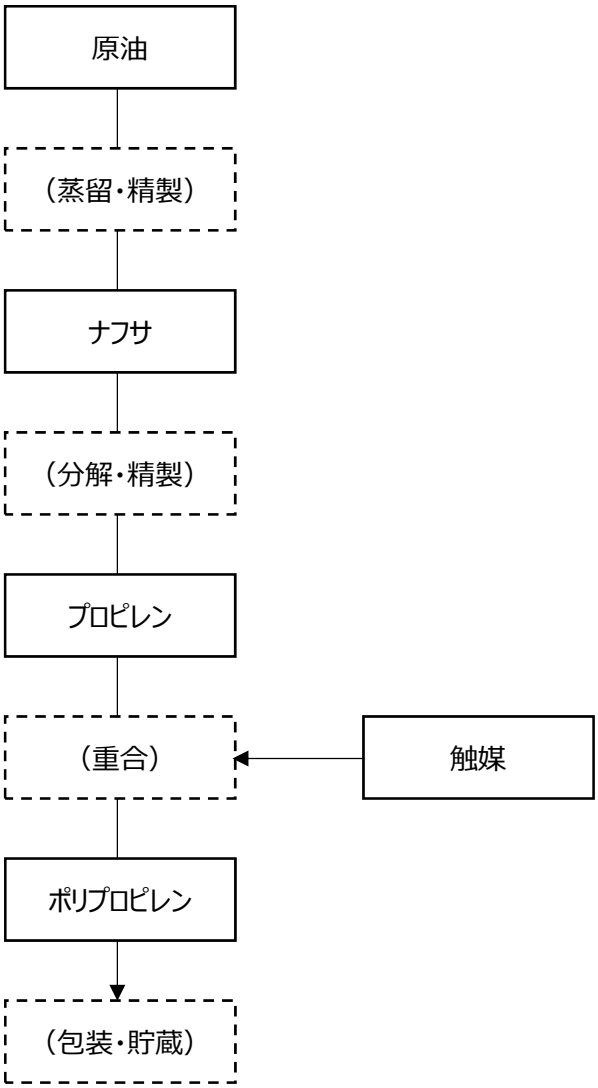

（2）日本からの輸出面

TPP11（CPTPP）においては、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書を作成することができます。TPP11（CPTPP）各締約国での具体的な輸入通関手続については、各輸入締約国税関の取扱いに従うこととなります。

①原産品申告書の作成方法

イ.原産品申告書の作成者

輸出者又は生産者は、日本から輸出しようとする産品が原産品であることを示す輸出者又は生産者自らが有する情報に基づいて、原産品申告書を作成することができます。原産品申告書を輸出者が作成する場合、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することができます。なお、原産品申告書を作成する輸出者又は生産者は、日本に所在している必要があります。

また、必要な情報を輸入締約国の輸入者に送付し、輸入締約国の輸入者が原産品申告書を作成し、輸入締約国において輸入申告することも可能です。

なお、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による原産品申告書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後 5 年以内に行われることになっています。

ロ.必要的記載事項

原産品申告書には、証明者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス、輸出者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、生産者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、輸入者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号、産品の品名及び統一システムの関税分類、原産性の基準、証明者の署名及び日付等を記載するとともに、下記の誓約を付記する必要があります。

「I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.」

ハ.様式及び使用言語

TPP11（CPTPP）においては、原産品申告書の様式は定められておらず、必要的記載事項を記載した任意の様式を使用し、原則として、英語で作成します。

なお、英語によるものでない場合には、輸入者は、輸入締約国から自国の言語による翻訳文を提出するよう要求される場合があります。

②相手国税関による原産性の確認への対応

TPP11（CPTPP）においては、輸入国税関から輸出者又は生産者に対して、輸入された産品が原産品であることを確認するため、情報提供要請がなされることがあります。その際には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類等に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。

情報の提供要請に対して回答をしない場合や、提供した情報が原産品であることを確認するために十分でない場合等には EPA 税率の適用が否認される場合があります。産品が TPP11（CPTPP）上の原産品である否かについては、輸出者又は生産者から提供された情報に基づき、輸入国税関が判断することとなりますので御留意ください。

なお、当該情報提供要請への回答に際し、原産性の疎明が十分であるか等について懸念や疑問がある場合には、我が国政府として輸出者又は生産者を支援する観点から、税関又は物資所管省庁へ御相談いただくこともできます。

また、訪問による確認が行われる場合、協定上、輸入締約国は輸出締約国政府に通知し、同行の機会を与えることとなっておりますので、訪問による確認に関しても、上記情報提供要請と同様、税関又は物資所管省庁に御相談ください。

③実際の輸出に即した書類作成例

＜トイレットリネン（関税分類第 6302.60 号）＞

イ.原産地基準

日本からカナダへ輸出されるトイレットリネン（関税率表第 6302.60 号）について、TPP11（CPTPP）においては、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める以下の条件を満たすことが必要です。

「第 63.01 項から第 63.04 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第 51.06 項から第 51.13 項までの各項、第 52.04 項から第 52.12 項までの各項、第 54.01 項から第 54.02 項までの各項、第 5403.33 号から第 5403.39 号までの各号、第 5403.42 号から第 5403.49 号までの各号、第 54.04 項から第 54.08 項までの各項、第 55.03 項、第 5506.30 号、第 55.08 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項から第 58.02 項までの各項、第 59.03 項又は第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。」

類注 1　この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

類注 2　類注 1 の規定にかかわらず、この類の産品であって、第 52.04 項、第 54.01 項若しくは第 55.08 項の縫糸又は縫糸として使用される第 54.02 項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において完全に作られた場合に限り、原産品とする。

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸出者又は生産者は、当該トイレットリネンが TPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、輸出者又は生産者は、必要な情報を相手方締約国の輸入者に送付し、輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

ニ.輸出者又は生産者が保存すべき原産品に関する書類の例

・原産品申告書（写し）

・品目別規則が定める基準を満たすことを確認できる材料一覧表や製造工程フロー図等の資料

＜原産品申告書の記載例＞

Certification of Origin

（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.）
Customs Corporation
2-7-68, kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
+81-3-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.）

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if importer is unknown.）
Canada Corporation
Suite XXX, XXX-XXth Avenue SW Calgary, Alberta T2R 0A8, Canada
+1-403-XXX-XXXX　XXXXXX@canada.co.ca

No.	**4. Description of goods** ・Description of good(s) ・Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	**5.HS tariff classification number** (6 digit, HS2012) of goods	**6. Origin criterion** (WO, PE, PSR); and Other (*De Minimis*, *Accumulation*), if applicable
1	Toilet linen of cotton Invoice No. ABC012345, 2018.12.30	6302.60	PSR

7. Blanket Period
（If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months）

8. Other(any other applicable origin criterion or other indication)

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date December 30, 2018

Name Customs Corporation **(signature or stamp)** Stamp

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

☐**Importer** ☑**Exporter** ☐**Producer**

＜眼鏡フレーム（関税分類第 9003.19 号）＞

イ.原産地基準

日本からニュージーランドへ輸出される眼鏡フレーム（関税率表第 9003.19 号）について、TPP11（CPTPP）においては、非原産材料を使用した場合には、品目別規則に定める以下の条件を満たすことが必要です。

「第 9003.11 号から第 9003.19 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が(a)30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)50 パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第 90.03 項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第 9003.11 号から第 9003.19 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。」

ロ.関税率

協定の発効日に即時撤廃

ハ.原産品申告書の作成例

輸出者又は生産者は、当該眼鏡フレームが TPP11（CPTPP）上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。また、輸出者又は生産者は、必要な情報を相手方締約国の輸入者に送付し、輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

ニ.輸出者又は生産者が保存すべき原産品に関する書類の例

・原産品申告書（写し）

・品目別規則が定める基準を満たすことを確認できる総部品表、製造工程フロー図、製造原価計算書等の資料

<原産品申告書の記載例>

Certification of Origin

（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.）
Customs Corporation
2-7-68, kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
+81-3-3456-XXXX　XXXXXX@customs.co.jp

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.）

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
（This field can be left blank if importer is unknown.）
New Zealand Corporation
XX Peterborough Street, Christchurch, New Zealand
+64-3-XXX-XXXX　XXXXXX@newzealand.nz.co

No.	4. Description of goods ・Description of good(s) ・Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5.HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WO, PE, PSR); and Other (*De Minimis*, *Accumulation*), if applicable
1	Frames for spectacles Invoice No. ABC012345, 2018.12.30	9003.19	PSR

7. Blanket Period
（If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months）

8. Other(any other applicable origin criterion or other indication)

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date December 30, 2018

Name Customs Corporation **(signature or stamp)** Stamp

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

☐**Importer** ☑**Exporter** ☐**Producer**

Ⅲ.FAQ

Ⅲ.FAQ

1.総論

（問 1）自己申告制度を利用するためには事前に税関に対する届出や登録手続が必要か。

（答 1）自己申告制度は、輸入する産品が協定上の原産品であることを示す情報を有している輸入者、輸出者又は生産者が利用することができる制度であり、税関への事前の届出や登録手続等は不要です。

（問 2）自己申告制度を利用できる品目に制限はあるのか。

（答 2）従来の第三者証明制度と同様に、譲許されている品目であれば、自己申告制度を利用可能です。

（問 3）日豪 EPA においては、自己申告制度と第三者証明制度のいずれを利用すべきか。

（答 3）いずれの制度も利用可能であるため、利便に応じて、利用者側の判断で選択してください。なお、自己申告制度を利用する場合には、原産品申告書の作成者は輸入する産品が日豪 EPA 上の原産品であることに係る情報を有していることが前提となります。

（問 4）日豪 EPA において、自己申告制度は輸入通関時に税関のチェックが行われることから、第三者証明制度の方が迅速に通関できるのか。

（答 4）自己申告制度の下においても、第三者証明制度の下においても、輸入者は納税義務者として適切に申告を行うことが必要となります。どちらの制度の下であっても通関時に原産性の審査は行われることとなるため、一概にどちらの制度の方が迅速に通関できるというものではないと考えられます。

（問 5）自己申告制度と第三者証明制度とでは、原産性を明らかにするための書類提出や事後的な特恵否認に違いがあるのか。原産地証明書は輸出国の公的機関により発給されたものであるため、確実に EPA 税率を適用できると考えてよいか。

（答 5）自己申告制度を利用する場合と同様に、第三者証明制度の下においても、税関から通関時に追加書類の提出や説明が求められたり、事後確認を行うこともあるため、輸入者は納税義務者として原産性を十分に把握し、税関の求めに応じてそれらを明らかにする必要があります。また、原産地証明書については、記載内容の不備（軽微な誤りと見做されないもの）、原産性がない貨物に対する発給、更には偽造されているケースもあり、その結果特恵否認に至っている事案もありますので、御利用前には原産地証明書の記載内容と貨物の原産性を輸出者等によく御確認ください。

（問 6）同じような産品であっても、サイズや色等が異なれば、別々に原産品であることを確認する必要があるのか。

（答 6）産品や適用される原産地基準によっても異なるかと考えますが、原則として、使用する材料、生産工程、材料の使用割合等が異なる場合には、それぞれ原産性を確認する必要があります。

2.日本での輸入面

（問 7）AEO 輸入者が自己申告制度を利用する場合の取扱いはどのようになっているのか。

（答 7）AEO 輸入者であっても一般の輸入申告に際しては、原産品申告書等の必要書類の提出が必要です。なお、特例申告の場合には、第三者証明制度における取扱いと同様に、原産品申告書の提出に代えて保存することで足りる取扱いとなります。

（問 8）原産品申告書等の作成を輸入者に代わって通関業者が行うことは可能か。

（答 8）輸入者が原産品申告書、原産品申告明細書等を作成するに際し、減免税関係書類等その他の税関提出書類と同様に、輸入者からの依頼を受けた通関業者が代行して作成することも可能です。その際は、原産品申告書等を作成するに足る十分な情報を輸入者等から提供されていることが必要となります。

（問 9）原産品申告書の作成について、税関で事前審査を受けることは可能か。

（答 9）原産品申告書は原則として輸入申告時に提出する必要があり、その際に審査を行います。記載方法等の個別の相談は受付けますが、事前の原産性の審査を行うものではありません。事前に原産性の審査を希望される場合には、事前教示制度を御利用ください。

（問 10）日 EU・EPA において、輸出者又は生産者が作成する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の書類とは別の一枚紙に作成することは可能か。

（答 10）日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の書類の別添とすることも認められます。但し、別添とする場合は、インボイス等の商業上の書類との関連が分かるようにしてください。

（問 11）TPP11（CPTPP）又は日 EU・EPA において、第三者である公的な発給機関等が発給した原産地証明書の提出をもって、原産品申告書の提出に代えることは可能か。

（答 11）TPP11（CPTPP）又は日 EU・EPA においては、原則として輸入者生産者が自ら作成した原産品申告書を提出する必要があり、第三者である公的な発給機関等が発給した原産地証明書は利用できません。

（問 12）TPP11（CPTPP）において、ベトナムからの貨物についての原産地証明手続はどのようになっているのか。

（答 12）TPP11（CPTPP）において、ベトナムは附属書 3-A のうち「権限のある当局が発給するものであること」を適用する旨の通報をしていることから、ベトナムから輸入される貨物について TPP11 の特恵税率の適用を受けようとする場合には、我が国への輸入申告の際、ベトナムの権限のある当局が TPP11（CPTPP）のために発給した原産地証明書又は輸入者が作成する原産品申告書のいずれかを税関に提出いただくことになります。なお、当該原産地証明書を提出いただく場合でも、同附属書及び国内法令に基づき、輸出者、生産者又は輸入者による自己申告の際と同様に原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の提出も必要となりますので、御留意ください。

（問 13）TPP11（CPTPP）において、ベトナムから輸入される貨物について、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成することは可能か。

（答 13）ベトナムからの輸入貨物については、ベトナムの権限ある当局が発給した原産地証明書又は輸入者が作成する原産品申告書のいずれかを税関へ提出することとなっており、ベトナム所在の輸出者又は生産者は自ら原産品申告書を作成することはできません。

（問 14）日 EU・EPA において、いわゆる第三国インボイスが発行される場合、当該第三国に所在する者が輸出者又は生産者に代わって、原産地に関する申告文を記載することは可能か。

（答 14）原産地に関する申告文を作成することができる輸出者又は生産者は、締約国に所在する者である必要があることから、輸出者又は生産者がメーカーズインボイス等その他の商業上の書類に記載してください。

（問 15）日豪 EPA において、一の輸入申告において複数の品目を輸入する場合に、一部分の品目に自己申告制度を利用し、その他の品目に第三者証明制度を利用することは可能か。

（答 15）可能です。

（問 16）輸入申告後に自己申告制度を利用し、原産品申告書を用いて EPA 税率の適用を求めることはできるか。

（答 16）輸入申告の際に EPA 税率の適用を求めることが必要となることから、輸入申告後に EPA 税率の適用を求めることはできません。なお、TPP11（CPTPP）については、更正請求の特例という形で、輸入後の還付が認められる規定があります。

（問 17）日豪 EPA において、輸入申告時に EPA 税率の適用をするため原産地証明書を提出したが、輸入申告後にその原産地証明書を差し替えて、原産品申告書等を提出することは可能か。また、輸入申告時に提出した原産品申告書について、輸入申告後に訂正することは可能か。

（答 17）輸入申告時に第三者証明制度を利用して原産地証明書の提出があったことから、輸入申告後に自己申告制度を利用して原産品申告書の提出に変更することはできません。また、作成者であっても輸入申告後に原産品申告書の訂正を行うことはできません。

（問 18）日豪 EPA において、原産地証明書の提出猶予により BP の承認申請を行ったが、結局、原産地証明書を取得していないことが判明した。この場合、IBP 時に原産品申告書等の提出をもって代えることはできるか。

（答 18）同一協定においては、いずれの場合でも輸入申告の内容を確認する書類の提出として認められることから、変更することは可能です。なお、根拠協定の異なる変更は認められません。

（問 19）原産品申告書の提出期限・有効期限はあるか。

（答 19）原則として、輸入申告の際に提出する必要があります。なお、有効期限は作成日から 1 年です。

（問 20）原産品申告書等の原本の提出は必要か。

（答 20）写し（コピー）を提出することも可能です。なお、NACCS を利用して、原産品申告書等を PDF 等の電磁的記録にて提出することも可能であり、その場合には当該原産品申告書等を提出後に別途書面にて提出する必要はありません。

（問 21）文書による事前教示を取得した場合には、原産品申告書の提出は省略することはできるか。

（答 21）文書による事前教示を取得した場合であっても、原則として、原産品申告書の提出は必要となります。

（問 22）輸出者又は生産者が作成した原産品申告書に不備があることから、輸入者が訂正することはできるか。

（答 22）原産品申告書の訂正は、当該原産品申告書の作成者のみが行うことができます。

（問 23）日豪 EPA において、輸出者又は生産者が作成した原産品申告書第 2 欄に積送される貨物を確認するための情報を記載する場合、輸入者が当該記載をすることができるか。

（答 23）原産品申告書の作成者が記載する必要があるので、輸出者又は生産者が作成した場合には、輸入者は記載できません。

（問 24）原産品申告書に使用する印は、会社の代表者印である必要はあるか。その他の印では認められないか。

（答 24）原産品申告書に使用する印に限定はありません。ただし、その真正性に疑義があるような場合には確認させていただく場合があります。

（問 25）原産品申告明細書の作成時期・有効期限はあるか。

（答 25）原産品申告書の提出が必要な場合、原則として、輸入申告の時までに作成し提出する必要があります。なお、原産品申告書とは異なり有効期限はありません。

（問 26）同一の関税分類番号に分類される産品であれば、産品の概要欄はまとめて記載することは可能か。

（答 26）関税分類番号が同一であっても、原材料や製造工程等が異なり、適用する原産性の基準も異なる場合には、原産性の判断が異なるため、まとめて記載することはできません。

（問 27）原産品申告明細書の作成を輸出者又は生産者が行うことは可能か。

（答 27）原産品申告明細書は、輸入者や輸入者の代理としての通関業者のほか、必要に応じて、輸出者又は生産者が作成することもできます。

（問 28）牛肉等の締約国で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出されるインボイス等の通関関係書類によって締約国の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はないとのことだが、具体的にどのような通関関係書類があれば、明細書等の提出を省略できるか。

（答 28）輸入申告においては、一般的に、インボイス、パッキングリスト、船荷証券（BL）の通関関係書類が提出されますが、それらの書類において、輸入される産品について原産地に関する記載（"○○○○ Beef"、"Made in ○○○○"や"Product of ○○○○"）、当該産品に係る締約国所在の生産者に関する記載、当該産品の商標、仕出国等を総合的に勘案し、原産品申告書とともに、締約国産牛肉と判断できる場合には、明細書等の提出は省略できます。また、これらの通関関係書類のほか、同様の形で原産性が判断できる、契約書、動物検疫用の衛生証明書、関税割当証明書等その他の通関関係書類を併せて提出することによって、原産性が判断できる場合にも明細書等の提出は省略できます。なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからではすべて確認できず、一部その他の情報で確認しているような場合（例えば生産者からのメールや電話によって確認している場合）には、当該確認方法や内容を原産品申告明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

（問 29）輸出者又は生産者が作成した原産品申告書を提出する場合、原産品申告明細書等の提出は省略することができるか。

（答 29）輸出者又は生産者による自己申告の場合においても、原産品申告明細書等の提出は必要です。

（問 30）輸出者が作成した原産品申告書に基づいて申告しており、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていない。どのような明細書等を作成し提出すべきか。

（答 30）原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報を得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付してください。

（問 31）日豪 EPA においても、同一の産品を繰り返し輸入する場合、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を包括的に提出することは認められるか。

（答 31）原産品申告書は、EPA 税率の適用を求める場合、課税価格が 20 万円以下の輸入貨物又は特例申告貨物を除き、輸入申告の都度提出する必要があります。また、原産品であることを明らかにする書類についても、原産品申告書に記載された産品に適用した原産性の基準を満たすことを個々に確認する必要があるため、輸入申告の都度提出していただく必要があります。
なお、同一の産品について同一の原産性基準を適用し、繰り返し輸入される場合には、文書による事前教示制度の活用を御検討ください。

（問 32）生産者又は輸出者が作成した誓約書に基づき、輸入者が原産品申告書を作成することは可能か。

（答 32）日豪及び TPP11（CPTPP）については、原則として可能です。ただし、誓約書に対する作成者の合理的信頼（取引契約や継続的な取引関係の存在を前提とした信用）が必要となるほか、税関から輸出者又は生産者に対して情報提供要請を行った場合には原産品であることを示す情報を速やかに提出できることが前提となります（当該情報を提出しない場合には、EPA 税率の適用が否認される場合があります）ので、御留意ください。

なお、日 EU・EPA については、輸入申告時に輸入者が原産品であることの情報を有していることが必要であり、当該誓約書に基づき原産品申告書を作成することはできませんので、併せて御留意ください。

（問 33）英語で記載された原産品であることを明らかにする書類は日本語に翻訳する必要があるのか。

（答 33）英語で記載された資料を日本語に翻訳していただく必要はなく、そのまま提出していただいても結構です。

（問 34）原産品申告書等の提出が省略可能である課税価格の総額が 20 万円以下の産品については、原産地規則を満たす必要はないのか。

（答 34）課税価格の総額が 20 万円以下の場合であっても、EPA 税率の適用を受けるためには、原産地規則を満たした産品であることが必要です。

（問 35）原産品申告書に誤謬があった場合、罰則はあるのか。また、過少申告加算税の対象となるのか。

（答 35）罰則については故意性があるような場合には科されることが考えられますが、誤謬であれば科されることはありません。また、特恵適用が否認された結果、適用税率に変更があった場合には、過少申告加算税の対象となる場合があります。

（問 36）自己申告制度においても輸入許可後に原産性の確認が行われることはあるのか。

（答 36）必要に応じて事後確認を行う場合があります。なお、原産品申告書のほか、原産品であることを判断するために用いた資料については保存義務がありますので御注意ください。

（問 37）税関による事後確認の際、代理人としての通関業者へも何か連絡があるのか。

（答 37）基本的には税関からは原産品申告書又は誓約書を作成した輸入者、輸出者又は生産者に対して確認することとなります。ただし、その関係者である通関業者に対しても原産性についての事実を確認することはあり得ます。

（問 38）第三国に設置されている物流センター等に一旦貨物を保管し、商機等を踏まえて輸入する場合にも、積送基準を満たすか。

（答 38）現在の国際物流においては、第三国に設置されている物流センターや倉庫に一旦貨物を保管した上、商機等を踏まえ、我が国を含めて他国に配送するという形態が見られます。このような場合であっても、第三国において貨物に新たな加工等がなされていない等、各 EPA 上の要件を満たしている場合には、積送基準を満たすこととなります。第三国経由の場合には、原則として、通し船荷証券の写しや第三国の税関当局が発給した非加工証明書等の提出が必要となりますが、取得が困難な場合には、当該第三国において、積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったこと等を証するその他の書類（例えば、輸入者が保有する運送関連資料や適切に貨物の物流を管理している自社システムを元に作成した管理資料や説明資料等）を提出することとしてください。なお、当該書類の提出が不可能であるときは、積替地等について原産地証明書、原産品申告書等への記載を行こととしてください。

3.日本からの輸出面

（問 39）輸出貨物に係る原産品申告書を日本語で作成することはできるか。

（答 39）英語で作成する必要があります。なお、日 EU・EPA においては、附属書 3-D に規定する日本語による申告文を用いることができます。

（問 40）原産品申告書の作成を生産者又は輸出者に代わって通関業者が作成することは可能か。

（答 40）生産者又は輸出者が原産品申告書を作成するに際し、生産者又は輸出者からの依頼を受けた上、通関業者等が代行して作成することも可能です。ただし、証明欄には、生産者又は輸出者の氏名や署名等が必要となることについて御留意願います。

（問 41）日 EU・EPA において、日本の輸出者又は生産者が作成する「原産地に関する申告文」における「法人番号」とは、何を記載すればよいのか。

（答 41）「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）第 2 条第 15 項に規定する法人番号（13 桁）となります。我が国の輸出入申告等の輸出入者符号欄に記載されているもの（末尾 4 桁の枝番部分を除く）と同じです。

（問 42）書類の保存義務を怠った場合、どのようになるのか。

（答 42）事後確認があった際に十分な情報の提供が行えず、結果として、輸入締約国において EPA 税率の適用が否認される可能性があります。

（問 43）事後確認による質問検査は必ず受けなければならないのか。

（答 43）質問検査を忌避した場合には、罰則が適用される場合がありますので御注意ください。

（問 44）輸出貨物に係る原産品申告書の作成に関して、日本税関へ相談することは可能か。

（答 44）原産品申告書の作成にあたり、原産地手続、原産地規則等について不明な点がありましたら、日本税関へ相談していただくことも可能です。ただし、輸出貨物に係る原産性の判断は、あくまでも輸入国税関が行うこととなりますので、御留意願います。

【問い合わせ先】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	Kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

【問い合わせ先（輸出先の税関から情報提供要請があった場合）】

	電話番号	メールアドレス
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3456-2171	tyo-gyomu-roo-center@customs.go.jp